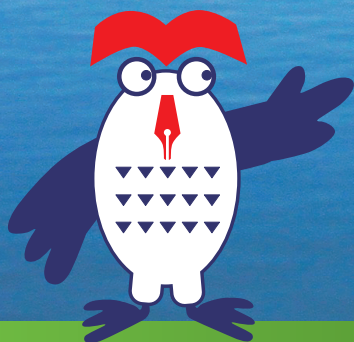




愛知



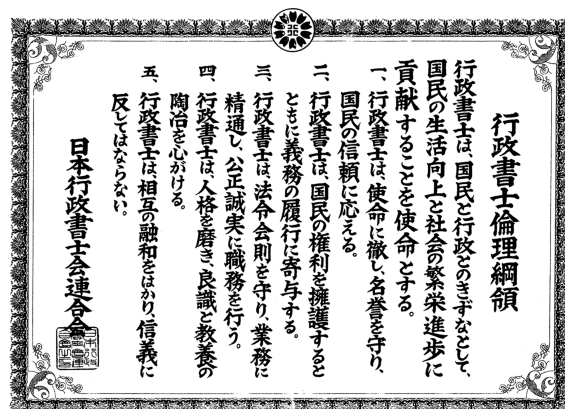
- 新年のごあいさつ
- 建設業界における外国人材に関する研修会
- 令和2年度第1回新入会員基礎研修会開催



70th
ANNIVERSARY

目次

今こそ強みを生かす！	愛知県行政書士会 会長 前田 望	1
新春を迎えて	愛知県知事 大村 秀章	2
“「いのち」と「くらし」を全力で守り抜くマチ ナゴヤ”	名古屋市長 河村 たかし	3
年頭所感	日本行政書士会連合会 会長 常住 豊	4
建設業界における外国人材に関する研修会		5
令和2年度第1回新入会員基礎研修会開催		5
都市計画法概要（都市計画法34条1号許可）についての研修会		6
「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」		6
一般財団法人日本ADR協会（JADRA）主催 設立10周年記念シンポジウム		7
親子関係の切断—認知無効の訴など(2)	元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作	8
事業承継税制の紹介（一般措置と特例措置）	税理士・公認会計士 浅野 佳史	10
お知らせコーナー 「ワンストップサービス」の開始について（お知らせ）		13
ライブラリ研修動画一覧		16
ライブラリ研修申込書		18
業務相談会のお知らせ		19
業務相談会申込書		20
会員訪問記（西北支部 田澤 満会員）	会報委員 加藤 朋彦	21
支部だより		22
事務局だより		30
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		33
70周年記念 5年間の各支部の記録		39
コスモスあいちコーナー		70
あとがき		71





今こそ強みを生かす！



愛知県行政書士会会長 前田 望



1. はじめに

新年あけましておめでとうございます。

令和の年を迎えることも3年目となり、また、今年の2月22日には、行政書士制度70周年を迎えることとなりました。

今、私たちを取り巻く状況が、大きく変化する中、コロナ禍によりさらにそのスピードが加速され、業務にも大きな変化が生まれようとしています。行政のデジタル化、印鑑の廃止等、私たち行政書士業務に直結する大きな改革もかなりのスピード感をもって進められています。この大きな変革の流れに、私たちは行政書士としてただ巻き込まれるのではなく、これまで通り自分が信じてきた、貫いてきたものを大切に、しっかりとこの流れに乗っていけるように今後も皆様とともに歩み続けてまいりたいと思っています。

2. 行政書士を取り巻く社会環境

ここで、日行連と愛知会との連携の観点から、令和2年度事業について振り返ってみます。これまで日行連常任会長が「“そうだ、行政書士に相談しよう！”との気運を高めよう！！」との活動理念のもと進めてこられた基本方針の「“国民の権利利益の実現”を見据えての活動」と「3つの共生（地域との共生・役所との共生・他士業との共生）」に則って、本会においても会務を推し進めて参りました。

また、現在のコロナ禍において、持続化給付金・家賃支援給付金・GoToキャンペーン等の各種施策への支援を進める中、日行連の働きかけによって実現したGoToトラベル代理申請スキームをより一層積極的に推し進めるため、本会HPでの告知と共に、

行政書士活用についてのポスター・チラシを作成し、市民の皆様へのPRに務めました。

3. 行政のデジタル化と行政書士の仕事

昨年菅総理が誕生してから、急速に進められているデジタル・ガバメント化においては、日行連では、その中核ともいえるオンライン化において、国民側と行政側とを着実に結びつける機能の担保の必要性から、私たち行政書士が国家資格者としての使命と責任を果たしていくことが求められているとの認識から、関係省庁との関係強化、電子申請における行政書士の代理申請システムの構築についての具体的な提案を行っています。

本会においては、これらの動きに着目しながらも、たとえ業態が変化しても、市民と行政をつなぐ街の法律家として、変化するものには柔軟に対応・順応しながらも、不変であるべきものについてはこれからはもしっかり守って今後も活動していくことが求められるのではないのでしょうか。業務を取り巻く環境がたとえ劇的に変化したとしても、変わらないものがあります。市民の皆様が一番身近にいる者として、お客様のニーズにきめ細かに応えていく、不安に思う気持ちに寄り添っていく、私たちが大切にしてきたことは変わらないはずです。私たちが自分たちの強みを自覚し、生かして、今後も市民のニーズに応えていく、この原理は不変です。

この不変の原理を守るため、本会においても皆様方の活動をしっかりと支援できる体制の充実に務めて参ります。

4. 最後に

今年も先が見えない状況が続いていくことでしょう。けれども、ここで立ちすくんでいるわけにはいきません。今こそ、社会が混乱し、困難に陥っている人々のお役に立つことで、「そうだ、行政書士に相談しよう！」の活動理念を現実の中に深く浸透させることが出来ると信じています。この危機的な社会状況こそが、私たちにとってのチャンスです。本会の会務運営におきましても、既存の会務事業、会務運営体制を今一度見直し、継続すべき事、刷新すべき事を見極め、私ども執行部一同も決意を新たに、事業を推進してまいります。

会員の皆さんと皆様のご家族、また、日頃よりお世話になっている関係各所の皆様方のご健勝とご活躍を祈念し、私の新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和3年元旦



新春を迎えて



愛知県知事 大村 秀章



あけましておめでとうございます。

新たな年が、愛知県行政書士会の会員の皆様方にとりまして素晴らしい1年となりますよう、心からお祈り申し上げます。また、皆様方には、平素より県行政の円滑な推進にひとかたならぬお力添えをいただき厚くお礼を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症により、県民生活や経済活動に大きな影響が生じる中、愛知県では、皆様方にご協力いただきながら、「感染拡大防止・医療」「県民生活」「経済」の3つの対策を柱に、感染防止と社会経済活動の両立に取り組んでまいりました。

こうした中でも、ジブリパークの本体工事着手や、国内最大のスタートアップ支援拠点「ステーションAi」事業開始など、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えつつ、「愛知」を「新起動」させる取組を進めた1年となりました。

世界は、新型コロナウイルスの感染拡大、グローバル化やデジタル化の加速度的な進展などにより、日々刻々と変化し続けています。愛知県が活力を維持し、日本の成長エンジンとして、我が国の発展をリードし続けるためには、そうした変化に的確に対応し、新たな付加価値を生み出していかなければなりません。

今年も、国内外のネットワークを活用して最先端の技術・サービス・人材を取り込みながら、モノづくり産業と融合した愛知独自のスタートアップ・エコシステムを推進し、新たな付加価値を創出し続ける「愛知発イノベーション」の実現を目指します。

あわせて、ジブリパークの整備を始めとした愛知の魅力を高める取組を着実に進め、国内外での愛知のプレゼンスの向上を図ります。

また、リニア大交流圏を見据えた社会インフラ整備、農林水産業の振興、教育・人づくり、女性の活躍、医療・福祉、環境、雇用、多文化共生、防災・交通安全、東三河地域の振興など、県民生活と社会福祉の向上にもしっかりと取り組んでまいります。

愛知県では、今年も、ロボカップアジアパシフィック大会・ワールドロボットサミット、世界ラリー選手権などのビッグイベントが開催される予定です。万全の準備を整え、愛知の魅力を世界中に発信してまいります。

皆様方に笑顔で元気にお過ごしいただけるよう、昨年策定した「あいちビジョン2030」の基本目標「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち～危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に～」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後に会員の皆様方のますますのご活躍と貴会の一層のご発展をお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和3年元旦



“「いのち」と「くらし」を全力で守り抜くマチ ナゴヤ”



名古屋市長 河村 たかし



年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。市民・事業者の皆様には、ウィズコロナ時代における新しい日常の中で、新たな年をお迎えのことと存じます。

昨年は、世界規模で新型コロナウイルスの感染が拡大し、ここナゴヤにおいても苦難を伴う1年間となりました。これまで当たり前にあった日常や社会経済が一変し、その脅威にどう対応するかが試されている状況に、私ども行政は、感染の連鎖を少しでも早期に断ち切り、迅速にPCR検査や適切な医療に結び付けられる体制の構築に向けて、さらには、市民の皆様の雇用と事業者の皆様の商売を全力で応援し、ナゴヤ全体の社会経済活動を支えるため、懸命に対策を講じてまいりました。

市民の皆様の「いのち」を守る取り組みとしては、検査・医療体制の拡充を図るとともに「感染者・濃厚接触者に対する積極的疫学調査」においては、全国に先駆けて感染可能期間を発症の2日前からとするなど、国基準より幅広い対象者に対し、地道で丁寧な健康観察を実施してまいりました。このナゴヤのいわゆる「柔らかい隔離」は、皆様の目に留まりにくい部分ではありますが、私としては行政が直接的に関わることでできる最も有効な感染防止対策であると自負しております。

そして、商売・雇用の灯を絶やさず「くらし」を守る取り組みとしては、私が尊敬する尾張ナゴヤの英雄にあやかって「ナゴヤ信長徳政プロジェクト」と銘打ち、市内金融機関と連携して中小企業者への資金繰りを全面的に支援したり、新しい生活様式等に対応した日本で一番使いやすい設備等導入補助金を新設するなど、社会経済の活動レベルの維持に努めてまいったところです。

私としては、戦後の焼け野原から不死鳥のごとく復活し、世界でも有数の都市へと発展した我らがマチナゴヤであれば、必ずやこの苦難を乗り越えられるものと確信しており、そのためには低迷する社会経済の回復を牽引する中長期的な視点に立った新たな取り組みに対する積極的な公共投資が必要不可欠であると認識しております。

今後ともこの方針のもとに、全ての市民・事業者の皆様の「いのち」と「くらし」を絶対に守り抜くため、全市一丸となって新型コロナウイルス感染拡大防止対策、医療提供体制等の強化及び社会経済の活性化に全身全霊で取り組んでまいります。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

令和3年元旦



年頭所感



日本行政書士会連合会 会長 常住 豊



令和3年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

愛知県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年世界を席卷した新型コロナウイルスにより私たちの生活は一変し、図らずも日本におけるデジタル化推進の契機となりました。この間、各種コロナ支援事業に対する行政書士の活用を主とした要望活動は、関係各位の御協力により一定の成果を上げることができました。一方で、政府から示された「デジタル庁」の新設により、社会のデジタル化はより一層加速度を増し、私たち行政書士にとってもいよいよ本格的に変革を迫られる段階に突入しようとしています。このような社会の転換期においても変わらず、国民の声に耳を傾け、地域に根ざした身近な良き相談相手として行政書士が活躍していくために、デジタル社会における行政書士業務を確立すべく喫緊の対応が求められています。

日行連では、デジタル・ガバメントへの対応として、昨年、デジタル推進本部プロジェクトチームを

立ち上げました。プロジェクトチームでは、次年度のデジタル推進本部発足に向けて、関係省庁等への働きかけなどを行い、デジタル政策への対応について検討しています。行政手続の専門家として行政書士が国民と行政の架け橋となり、政府が推進するデジタル社会をより良い方向へと導けるよう、デジタル・ガバメントに関する日行連の方針を明確に示し、随時、政策提言を行ってまいりたいと考えています。

上記デジタル化への対応を最優先事項としながらも、地域との共生、役所との共生、他士業者との共生の「3つの共生」、更には多文化との共生を標榜する基本方針に則り、各種事業の完遂に向けて、鋭意対応を進めてまいります。特に、来月に開催を予定している行政書士制度70周年記念式典に関しましては、関係者の感染防止に最大限配慮しつつ、厳かに挙行し、会員の皆様が行政書士であることを誇りに思えるような式典にしたいと考えています。また、先般開催いたしました各地方協議会との連絡会において、組織のガバナンスや今後の展望等について様々な御意見・御要望をいただいたところですが、これらについても現場の声としてしっかりと受け止め、次年度の具体的な活動につなげてまいりたいと考えています。

本年は行政書士制度70周年を迎える節目の年であり、また改正行政書士法が施行される重要な年でもあります。日行連会長として今一度気を引き締め、行政書士制度の発展と社会的地位の向上に全力を尽くしてまいります。会員の皆様におかれましても、引き続き地域住民や企業、行政から必要不可欠な存在として認知されるべく、地域貢献並びに業務に精励していただきますようお願いいたします。

この新しい年が愛知県行政書士会並びに会員の皆様にとって心豊かに過ごせますよう、そして飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

令和3年元旦

建設業界における外国人材に関する研修会

国際・私法部 高野 正也

日 時 令和2年9月28日(月)

午後2時～4時30分

場 所 愛知県行政書士会 3階会議室

講 師 大阪府行政書士会 中野 辰宏会員

参加者 20名 ライブ視聴者 119名



9月28日、本会3階において、建設業界の建設業許可業務及び入管業務の両分野に精通しています大阪府行政書士会の中野辰宏会員を講師にお招きし、「建設業界における外国人材に関する研修会」を建設環境部と国際・私法部との合同で開催しました。

入管業務を中心に、各在留資格の概要等について建設業界への就労が許可された事例を交えながら解説いただきました。また、在留資格「技能実習」及び新しく創設された在留資格「特定技能」に関し、制度の概要や建設業界での受け入れ等について、中野会員の経験を織り交ぜながら解説いただきました。

外国人労働者の受入れを検討する建設業者が増える中、建設業許可業務をメインにされている会員の皆様にとって、在留資格制度に関する概要を学ぶことができ、業務の範囲を広げる機会となった研修会となりました。

令和2年度第1回新入会員基礎研修会開催

法務部 山本 嘉和

日 時 令和2年10月16日(金)

午前10時30分～午後5時

場 所 名古屋国際会議場 会議室141-142

出席者 101名



会則で研修の受講義務が規定されている新入会員基礎研修会ですが、今年度最初の研修会を10月16日101名の新入会員参加のもと実施しました。

未だ収まらないコロナ禍の中での開催となりましたので、研修会場を本会会議室から、名古屋国際会議場の広い会議室に移して、受講生同士が十分な距離を保てるようにするとともに、入り口では手指消毒と検温を実施して、できる限りの対策を取っての実施となりました。

受講生同士の距離を十分とったことありますが、101名が一つの会議室で受講しているのに私語もなく、講師の話を一言も聞き逃さないという姿勢が見られるのは、基礎研修会の“伝統”でしょうか？

今回、最初の講師に、基礎研修会では初めて愛知県の江口総務部長をお招きしました。

憲政史上最長を誇った安倍内閣から約一月前に菅内閣に代わり、デジタル庁の創設準備、行政手続きのハンコ廃止やペーパーレスなど、行政書士業務に関わる重要な改革指示が矢継ぎ早に出されていますが、そうした国の改革に愛知県がどのように対応しているか、分かり易く説明して頂きました。午後から、各部会の説明を経験豊富な講師が実体験に基づき話をされたのも、大変勉強になったと思います。

参加された新入会員の皆さん、講師の方々大変お疲れ様でした。

都市計画法概要（都市計画法34条1号許可）についての研修会

土地利用部 森 義雄

日 時 令和2年10月26日(月)

午後2時～4時15分

場 所 愛知県行政書士会 3階会議室

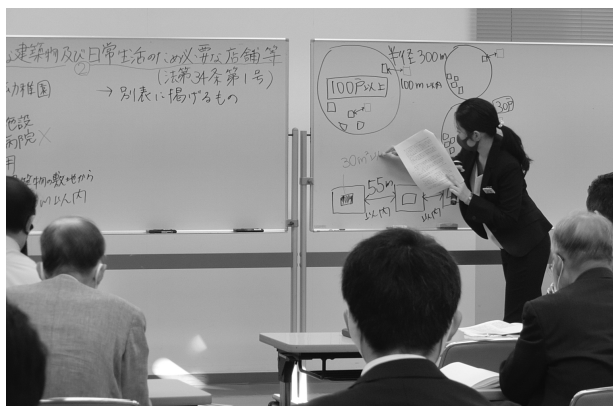
講 師 愛知県建築局建築指導課

主査 植木 紘子様

愛知県東三河建設事務所建築課

技師 伊藤 朱里様

参加者 27名 ライブ視聴者数 104名



定刻に本多次長が開会を宣言し、市川雅敏副会長の挨拶の後、矢澤部長による講師の紹介を経て研修会は始まりました。

前半は、都市計画法の概要について都市計画法の目的や趣旨の解説、都市計画法29条開発許可や市街化調整区域内の立地基準などの解説を細かく説明いただきました。参加者の会員は、都市計画法の考え方を深く理解できたと思います。

後半は、具体的に都市計画法34条1号の審査基準及び運用基準について細かく丁寧に説明していただきました。市街化調整区域内で店舗や工場を相談された際、今回の研修が大変参考になると思います。

講師による説明の後、矢澤部長から講師に感謝の辞を述べた後、森義雄部員による閉会のことばで研修会は終了しました。土地利用部では今後も実際の許認可手続きに直結した研修を提供していきたいと考えております。

「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」

ADRセンター愛知 平松 里香

日 時 令和2年11月26日(木)

正午～午後4時10分

場 所 名古屋国際センター（別棟）ホール

参加者 会場参加者約30名（当センター2名参加）
（WEB配信有）



本研修会は毎年国土交通省の補助事業として、ADR機関、消費生活センター、地方公共団体、不動産事業者等を対象に開催されているもので、今年度も本会ADRセンターより2名が参加致しました。

本会ADRセンターでは、賃貸住宅の原状回復トラブル・敷金返還請求に関わる事案を扱うことから、最新の法令、トラブルの状況について、毎年、情報収集をし、センターへ還元しています。今年は、令和2年4月に施行された民法改正ポイントを中心に契約更新された場合の適応関係についての解説があり、特に改正民法が適用された場合、保証人に対する極度額の記載がない場合、無効となる点に注意が必要であるとの説明がありました。

この他、最近サブリース契約におけるトラブルが増加しており、一括借上げ金額が、家賃保証額の改定で、長期ローンの返済額を下回り、返済に支障がでる場合もあり、そのリスクを理解せずに契約されたオーナーからの相談が増えてきているとのことでした。

本会ADRセンターでは、この住宅賃貸借契約における原状回復にまつわる敷金トラブルの他、外国人の就労・就学、自転車事故、ペットトラブルの4分野について、調停を実施しています。本研修会での知識・理解を活かし、引き続き研鑽を積んでまいりますので、今後も皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

一般財団法人日本ADR協会 (JADRA) 主催
設立10周年記念シンポジウム

「ビジネスとしてのADRの可能性」

行政書士ADRセンター愛知

日 時 令和2年11月20日(金)

午後2時～5時

場 所 ZOOMによるオンライン開催(本会会議室)
(日本国際紛争解決センター東京施設から
中継)



JADRA主催シンポジウムに本会ADRセンター愛知として参加致しました。冒頭、上川法務大臣からのビデオ・メッセージでは、和解合意の執行力の付与について今後検討に入ること、ADR活用の潜在的ニーズを掘り起こすこと等、ADR機関としての新たなステージにつなげるために運営改善の必要性

について言及されました。パネルディスカッションでは、ADR調停でODR※の積極的活用と調停人の活躍事例が紹介され、この分野における最新事情を知ることができたと同時に、社会におけるADRの積極的活用に向けて、新たな展開の可能性のヒントを多く得られたシンポジウムでした。

本会ADRセンターも設立10周年を迎え、設立当初の理念である準司法への参入、社会貢献事業として位置づけられて運営してまいりました。今年度は新たな手続実施者候補者を養成すること、またADRのPR活動に重点を置いて活動してまいりましたが、本シンポジウムで得られたことを今後の糧として、4分野におけるトラブル解決に向けてお役に立てるようより一層手続実施者候補者一同真摯に研鑽を積んでまいり所存です。尚令和3年2月1日(月)東京会ADRセンター長・光永謙太郎先生をお迎えし、ブラッシュ・アップ研修会を午後2時より、1時間ライブ配信する予定です(詳細は本会HPにてお知らせします)。今後も皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※ODR：Online Dispute Resolution (オンライン紛争解決)

ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

Q 電子出願を受け付けてもらえたかどうかを確認する方法はありますか。

A 品種登録出願システムのトップページからログインしマイページで確認できます。ステータスが「出願納付待ち」になっていれば出願を受け付けています。

Q 添付する書類はPDFにする必要があるとのことですが、コピーをPDFにしたもので構いませんか。

A 証明書等や押印のあるものは原本をスキャナーで読み取り、写真や説明書等のパソコンで作成したものはそのファイルをPDFにして添付書類のアップロードページからアップロードしてください。

Q 譲渡証明書はコピーでも構いませんか。

A 原本をスキャナーで読み取り、PDFを添付書類のアップロードページからアップロードしてください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

親子関係の切断—認知無効の訴など(2)

元名城大学大学院 法務研究科教授 松倉 耕作

5 親子関係存否確認の訴え

親子関係の不存在確認を求める場合は、「親子関係切断」の一場面である。平成15年の人事訴訟法の改正前には、この訴えにつき明文の規定がなかったが、学説判例の上では、「準親子関係事件」として、当然のごとく認められていた（内田『親族』176頁）。改正法において、この訴えにつき規定上の根拠が設けられたのである。

広く親子訴訟という視点からみれば、認知訴訟も親子関係の存否の確認を求める訴訟である。このような父子関係の発生を求める訴訟にも、権利濫用を論ずる余地がある（最判昭46・3・19判時623-75は、認知請求が権利濫用に当たらずと導いた例）。ここでは、この種の訴訟が裁判例で多出する親子関係の「不存在」の確認を中心に解説してみたい。

6 パターン別の裁判例

認知無効と同様の問題がある。それは、権利濫用を理由に親子関係の訂正を拒む場合である。

(1) 父母からの不存在請求と権利濫用

虚偽の嫡出子出生届が用いられるのは、次の場合が主な例である。①未婚女性の産んだ子を非嫡出子としないため、その父母の子とする場合、②夫の愛人の産んだ子を、妻との間の子とするため、③いったん届け出られている虚偽の嫡出子出生届を前提に、さらに戸籍上の父母の代諾により、他人の養子とする、などが主な例である。

これらの場合に、①ではのちに母子関係不存在確認訴訟、③では無効縁組の追認などの問題が生じる。また、①②③のすべてに共通する問題として、虚偽の嫡出子出生届の届出前に関与した戸籍簿上の父母から、戸籍上の子との親子関係を切断する目的で、親子関係不存在確認の訴えを提起することが許されるか（広島高判平13・1・15家月54・9・108、東京高判平14・1・16家月54・11・37）、さらには、そのような訴えを提起した者に対して、子から損害賠償を請求することができるか、といった問題がある。

虚偽の嫡出子出生届の扱いにつき、注目すべき判例（最判平18・7・7家月59・1・92）が登場している。この例では、戸籍上の父の死亡後、戸籍上の母が、虚偽の嫡出子出生届を出した子を相手として、実親子関係不存在確認を請求。子は、かかる請求は権利の濫用であると争う（同日付けの判決で、姉が原告の例、最判平18・7・7民集60・6・2307もある）。

原審は母の請求を認容した。根拠としたのは、次の2点である。①戸籍の公証機能を重視、②母の本訴請求は権利濫用にあたらず。なぜなら、真実の身分関係の確定を求めるものであり、この結論は、長年親子として暮らし、父の死亡後も親子関係の不存在を主張していない場合でも変わらない、と。

本件最高裁判決は、場合により、権利濫用となりうることを認めた新判例である。実親子関係の不存在を判決で確定することの不合理と、調査すべき基準を詳述する。前者につき、①子に軽視し得ない精神的苦痛、経済的不利益を強いることになる、②関係者間に形成された社会的秩序が一挙に破壊されることにもなりかねない、③虚偽の出生届がなされたことにつき、子には帰責事由がない、④そのような届出を行い、またはこれを容認した親が、届出から極めて長期間が経過したのちに、戸籍が真実と異なる旨を主張することは、当事者間の公平に著しく反する行為である、と。

つぎに、濫用となり得る基準についていう。①親子としての生活実態の期間の長さ、②不存在を確定することにより、子（およびその関係者）の受ける精神的、経済的不利益、③不存在確認を求める動機、目的、④確定されなかった場合に、親以外に著しい不利益を受ける者の有無、など。これら4点は、すべてを満たさなければならないのではなく、総合判断するものと思われる。

判決の立場だと、①経済的な利益を重視しすぎではないかと思われる。②濫用理論を用いる結果、今後は、出生後時日を経て争われるのが通例であるから、遺産をめぐる争いという場面では、子以外の者からの不存在確認訴訟は濫用と判断され、逆に、子からの訴訟であれば、不存在確認も認められる可能性が高いのであろうか。

ちなみに、本稿で扱う認知無効の場面では、たとえ50年経過した無効の主張でも、最高裁は一貫して権利濫用を認めていない。本判決は、今後の嫡出否認や認知訴訟に影響するの否か、興味ある問題である。

(2) 他の子からの不存在請求と権利濫用

最判平9・3・11（家月49-10-55）は、養子が虚偽の出生届に基づく嫡出子につき、非嫡出子であると主張した事件（親子関係不存在確認請求）において、かかる主張の権利濫用の成否などが争われた事

件である（前掲・最判平18・7・7では、実子〔姉〕からの請求）。嫡出子Y2は、権利濫用の根拠としてあげるのは、次の点である。①父母Y1と子Y2とは50年近く親子として暮らしてきた。父母の養子Xはこの事実を尊重すべきで、この親子関係を覆すことはできない、②Xは出訴の20年も前から父子関係の不存在を知っていて、これを容認し、父の死後に初めて親子関係の不存在を主張している、③不存在を主張する目的は、金目当て（事業の経営権の取得）である、④XもY2も同じ貰い子であり、Y2には嫡出子という届出方法が選択されたにすぎない。判決は濫用の成立を否定する。特に、前記①・②の状況を「考慮しても、Xの本訴請求が権利の濫用に〔は〕」当たらない。その論拠として、「身分関係存否確認訴訟は、……関係者間に紛争がある場合に対世的効力を有する判決をもって画一的確定を図り、ひいてはこれにより身分関係を公証する戸籍の記載の正確性を確保する機能を有する」とする。判決のいう戸籍の公証機能という側面は、軽視すべきではない問題であろう。

そのご、前掲・最高裁判例の基準にしたがいつつ、権利濫用と認める例（最判平20・3・18判タ1269-127、東京高裁判決平22・9・6判時2095-49）と権利濫用の成立を否定する裁判例が登場している。濫用否定例を挙げると、当該事案では、実子である弟Xが養子のうえからの養子である姉Yを相手として、Yと亡父母A・Bとの親子関係の不存在を主張した事件において、権利濫用にはあたらないとした高裁判決がみられる（名古屋高判決平20・12・25判時2042・16）。判決では、姉Yが中学生のころからAB夫婦の実子ではないことを知っていたので、実子であることを否定されても、「その精神的打撃は甚大であるとまではいえない」、Yは、「婚姻の際に事実上の財産分与」を受けていることなどが重要視されている。

7 権利濫用を理由とする出訴制限

親子の出自を論ずるにあたり、欠かしてはならない視点を挙げておこう。

(1) 真実関係の重視

この問題については、すでに最高裁判所の判決がある（前掲・最判平9・3・11）。前記の事案では、実子とその（戸籍上の）父母との生活実態が50年近く存在するにもかかわらず、判決は、養子からの虚偽の嫡出子を相手とする親子関係無効の主張は、権利濫用にはあたらない、とした。戸籍の記載の真実性を担保するためには、「真実の親子関係の解明の方が優先する」と位置付けたのであろう。

(2) 真の親子関係の解明とDNA鑑定

真に父子関係が存在するかは、DNA親子鑑定で解明が可能である。しかし、鑑定については、概説

書等でも、さほど詳しくは触れられていないという状況にある。法医学者の世界では、DNA鑑定以前の鑑定方法は「従来型鑑定」と呼ばれる。80年代は白血球を含めた、「従来型鑑定」に頼らざるを得なかったが、90年代に入ってから「DNA（親子）鑑定」が主流となっている（同鑑定は1985年に考案）。かといって、すべての事件で、DNA鑑定を必要とするわけではない。今後は、解明のための魔法の杖ともいえるべきDNA鑑定を念頭において論ずべきであろう。

8 子の「父を知る権利」について

親子鑑定は、科学の面からの考察である。他方、子の出自が問題となる全ての訴訟において、とくに子から父を知る権利を出発点とする必要があるので簡単に触れておこう。

わが厚労省は、情報の開示の手続につき、前記「合意」によれば、開示請求するための要件として、①15歳に達した子は、②（公的な）管理運営機関に対して、③ドナーの氏名、住所「など」の情報の開示を文書で請求することができるものとされる。立法に際しては、開示請求する手続の詰めに加えて、なによりも「など」の中身の詰めが必要である。

スイスでは、「父を知る権利」が、一定の要件の下で、憲法上の権利と位置付けられた。憲法による保障という構造は、世界で最初のことと思われる。わが国でも、親子発生法の全体を視野にいれて、「父を知る権利」を論ずる必要があるであろう。

改正「部会」でも、「個人を特定しないならドナーとなってもよいという善意を無駄にしてしまう」という意見が、産婦人科医の委員から出され、これが出自開示の最大の弱点と説明されている。にもかかわらず、「部会」の最終結論では、①ドナーが減少しても、子の福祉のためには止むを得ない、②特定を好まないなら、ドナーにならなければいい、③15年後の世の中は状況がかわり、DNA鑑定などで事実を隠し通すことは難しくなる、などの意見が多数を占め、全面開示に進んだようだ。このうち、③は、否認訴訟や認知訴訟、認知無効を考える場合でも、考慮すべき重要要素であり、親子法体系の上で、真実の関係を重視する「真実志向」を強化せざるを得ないのではないだろうか。

参考文献 ①スイス法については、松倉「概説スイス生殖補助医療法」アカデミア人文・社会科学編78号（2004）543頁以下、②松倉「オーストリアの新しい生殖補助医療法」名城ローレビュー 創刊号（2005）を参照。③松倉「スイス法における血統認識権の新たな展開」（南山大学）アカデミア人文・社会科学編74号（2002）479頁以下を参照。

（おわり）

事業承継税制の紹介（一般措置と特例措置）

浅野佳史税理士事務所 税理士・公認会計士 浅野 佳史

新年おめでとうございます。本年も宜しくお願ひ致します。この原稿を執筆しているのは11月半ばです。コロナの第3波がやってきたようです。この号が会員みなさまのお手元に届く1月の下旬にはコロナ禍の長いトンネルに光が見えていることを祈念しております。

【事業承継税制の前に】

事業承継するには株式の承継が必要です。事業承継を速やかに進めるために事業承継税制が創設されました。しかし、事業承継税制（一般措置）を使用する会社が少なかった為、制度の活性化を目的に特例措置が出来ました。特例措置は一般措置よりも申

請件数は増加していますが、その伸びは緩やかです。事業承継税制が十分に活用されないのは何故でしょうか。事業承継税制を適用しない場合の株式承継に関する税金について説明し、次に事業承継税制の概要と特徴点を明らかにしていきたいと思います。

【事業承継税制を適用しない場合の株式承継と税金】

先代経営者（以下事業を後継者へ渡す方をこの名称で統一します）が後継者へ株式を移転しますと税金が発生します。税金の種類は譲渡所得税・贈与税・相続税です。

株の移転形態	税目	税負担者	税金計算方法	その他
譲渡	譲渡所得税	先代経営者	含み益の20.42%	株式売買必要
贈与	贈与税	後継者	時価課税	税額は高負担
相続	相続税	後継者	時価課税	税額は高負担

～譲渡所得税～

譲渡での株式移転は、株式の売買となるので、後継者は先代経営者に譲渡代金を支払う必要があります。後継者が譲渡代金を用意するのは大変ですが、親子間・親族間の場合だと分割払いにする方法があります。また、後継者が譲渡代金を金融機関より借入する事で代金決済する方法もあります。税額は含み益（時価－取得価額）×20.42%です。時価が低い時に売買を繰り返せば、譲渡代金も税金も小さくする事ができます。そして、譲渡で事業承継が完了すれば、株式は相続財産から外れるので、争続（争う相続）を回避できます。しかしながら、現実問題、先代経営者も含めて自分の会社の株式に税金を払うことが納得できません。親子承継・親族承継において、譲渡で株式承継を実施することは少ないように思います。個人的には、後継者が経営権を引き継ぐのにそれ相応のお金を払えば、他の相続人の納得も得やすく、公平な手法であると考えます。第三者が事業承継する場合には有効な方法です。

～贈与税（暦年贈与）～

贈与での株式移転ですが、暦年贈与の場合、累進

課税制度なので贈与金額が高くなると税負担率が高くなります。500万円分の株式を贈与するとおおよそ50万円の贈与税、1000万円だと177万円、3000万円になると1035万円贈与税を支払う必要があります。実際に、贈与で株式移転する場合、110万円前後の株式を長い時間をかけて、直系血族及び親族に贈与するパターンが多いと思います。安心して安全な相続対策は細く・長く・慎重になるので、株式の移転の手法として、王道な方法です。この方法で心配な点は、時間をかけて、ゆっくり贈与を実行しますので、先代経営者の株式の一部が相続財産となり、結果、遺贈ないし遺産分割協議を経て株式移転が完了することです。遺言書で株式の相続人が明記されておらず、遺産分割協議で株式を分割する場合、争族により本来の後継者が株式を相続できない事も起こり得ます。また、後継者以外の会社経営に関係のない親族にも株式が承継され、株式の分散により安定的な経営に支障をきたす可能性もあります。

個人的な意見ですが、中小企業の親族間での事業承継は一子相伝（北斗の拳のKEYフレーズですが・・・）がベストだと思います。暦年贈与は良い方

法ですが、なるべく分散することなく、先代経営者が生前の内に完遂して頂ければと思います。

～贈与税（相続時精算課税）～

特定の後継者に株式を贈与されたい先代経営者の方には、相続時精算課税制度がお勧めです。この制度の要件として、贈与者は60歳以上の父母・祖父母、受贈者は20歳以上の推定相続人又は孫であることが必要です。最も低い株価と判断した時点で相続時精算課税制度を使い、先代経営者から後継者へ株式贈与をします。この制度は2500万円まで無税でそれを超えた場合は超えた額の20%を贈与税として支払います。その後、先代経営者の相続時に贈与株式を相続財産に含めて精算する制度です。

相続税も累進課税ですので、株式の分相続税が増えます。相続の仕方によっては、事業に関係のない相続人の納税を得にくい事が想定されます。遺言等で先代経営者の意図や気持ちを示し、これらの相続人に対して非事業用資産を優先的に相続させる等の配慮が必要と考えます。なお、特例事業承継においては第三者が承継する株式についても相続時精算課税制度の適用が可能となっています。第三者が相続に加わるとなると更に他の相続人への配慮が必要になると思います。

～相続税～

相続では先代経営者の承継する株式も含めて相続税計算をします。上述の相続時精算課税制度を適用して相続した場合と何も行わずに相続する場合とは大きな違いがあります。相続時精算課税制度を適用していると株式の相続評価額が確定しているので後継者が事前に相続税額を試算した上で相続に臨めます。これに対していきなり株式を相続する場合には株価がでたとこ勝負となり、株価計算をしたらとんでもない金額になってしまう事もあります。理想は、後継者である相続人は株式等事業用資産を中心に相続し、後継者以外の相続人は預金等の換金性の高い非事業用資産を相続することです。預金等の換金性の高い非事業用資産が潤沢にある場合は、何の対策も必要ないかもしれませんが、そうでない場合には、株式については相続時精算課税制度等を活用しつつ、換金性の高い非事業用資産を増やす対策（役員退職金の設定・増額）も行い、理想的な相続に向けての準備が必要です。

【事業承継税制創設の背景】

このように法人の事業承継を行うには先代経営者から後継者へ株式移転が必要です。株式を承継する

には、譲渡代金を準備したり、多額な税金を払ったり、相続で他の相続人の合意を得る事に苦労したりすることになります。前回で述べましたように後継者が只でさえ見つからない時代です。株式移転に伴う税金等を無くせば、後継者が増えるのではないのでしょうか。そんな期待を込めて？生まれたのが事業承継税制です。この制度は平成21年度税制改正で贈与時からの納税猶予が可能となりました。さらに対象範囲の拡充等を行った特例制度が平成30年度税制改正で登場しました。

正式名は『非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除』と言います。従来版を一般措置と言ひ、改正版を特例措置と言います。一般措置と特例措置との最大の違いは、特例措置は時限措置である点です。特例措置を適用できるのは、令和9年12月31日までに行われる贈与・相続についてです。実際に適用を受けるには、令和5年3月31日までに特例承継計画を都道府県庁に提出し、都道府県知事の確認を得る必要があります。

なお、令和5年3月31日以前の相続については、先代経営者死亡後に決められた期限内に特例承継計画を提出し、認定を受けて申告すれば特例措置を受けることができます。

【一般事業承継税制の制度概要】

この税制は非上場株式等の贈与税の納税猶予制度と相続税の納税猶予制度とに分かれます。適用対象株式は先代経営者等から後継者が贈与・相続により取得した自社の完全議決権株式の内、発行済議決権株式総数の3分の2までとなります。納税猶予額は贈与税の全額、相続税はこの株式に係る相続税の80%相当額です。

贈与税及び相続税の納税猶予制度の手続きの流れは以下のようになります。

- ① 先代経営者より後継者へ株式の贈与ないし株式の相続発生
- ② 都道府県で認定（＊１）
- ③ 申告期限までに贈与税ないし相続税の申告書提出
- ④ 経営承継期間（５年間）中は年に１回の報告（都道府県及び税務署）
- ⑤ 経営承継期間終了後、３年に１度の報告（税務署）
- ⑥ 免除手続へ（＊２）

認定には次の要件を満たす必要があります。

- ① 先代経営者要件
- ② 後継者要件
- ③ 対象会社要件
- ④ 事業継続要件

経営承継期間中、後継者は代表者かつ筆頭株主として従業員の雇用を5年間平均して8割以上維持する必要があります。

（＊２）

免除される場合は以下のとおりです。

～贈与税の免除～

- ① 先代経営者が死亡した場合
- ② 後継者が死亡した場合
- ③ 後継者が更に次の後継者に贈与した場合

～相続の場合～

- ① 事業承継された相続人が死亡した場合
- ② 事業承継された相続人が次世代後継者へ事業承継税制で贈与した場合

【事業承継税制の特徴点】

贈与と相続を連続して猶予と免除と考えますと次のようになります。（全ての要件を満たして所定の手続きを継続して行う事を前提とします。）

- ア 先代経営者が株式を後継者に贈与する
後継者の贈与税が納税猶予
- イ 先代経営者の相続が発生
後継者の贈与税が免除、後継者の相続税が納税猶予
- ウ 後継者が次世代経営者に株式を贈与
後継者の相続税が免除、次世代経営者の贈与税

が納税猶予

このように承継株式に関して、贈与税・相続税について猶予・免除の循環が永遠に続くことになります。

【特例事業承継税制の制度概要】

特例制度も非上場株式等の贈与税及の納税猶予制度と相続税の納税猶予制度に分かれます。一般制度では適用対象となる株式数に上限（3分の2）がありましたが、特例制度では全議決権株式が対象となります。相続税の納税猶予割合も80%でなく100%です。

対象後継者についても、一般制度では後継者は1名のみですが、特例制度では最大3名まで対象と出来ます。（同族関係者の上位3名でかつ議決権割合10%以上の後継者）

さらに事業継続要件も実質撤廃となっています。事業承継税制を活用しやすいように対象株式及び納税猶予額の拡大が図られ、要件の緩和も行われています。

事業承継税制（一般措置・特例措置）は納税猶予制度です。取消になると猶予されていた税金を支払わなければなりません。さらに、猶予期間中の利子税も払うこととなります。これが最大のリスクとなるのですが、経営環境の悪化により取消となった場合、その時点で株価評価を行い、納付税額を減免する措置が特例措置では設けられています。

今回は事業承継制度の具体的な要件や手続き上の留意点そして特例措置の納税猶予額の減免等について触れていきます。

【参考】特例措置と一般措置の比較

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで〕	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な 事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定 相続人（直系卑属）・孫への贈与

参考資料

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし（税務署 令和2年4月 リーフレット）

お知らせコーナー

令和2年11月

関係各位

愛知公証人会
会長 黒岩 巳 敏

「ワンストップサービス」の開始について（お知らせ）

外国向け私文書に、外務省の認証手続きを必要とする場合、事前に、公証人の認証や法務局長の公印証明が必要です。

これらの公証人の認証について、令和3年1月から、愛知県内の公証人による外国向け私文書認証の「ワンストップサービス」が始まります。

「ワンストップサービス」により、法務局長の公印証明や外務省のアポステイーユ（外務省の付箋による証明）又は公印確認のある文書を、愛知県内の公証役場で取得することができます。

外国向け私文書（外国語で作成された私文書だけでなく、日本語で作成され外国で使用される私文書も含みます。）の認証について、名古屋法務局長の公印証明や外務省のアポステイーユ又は公印確認を得るために、法務局や外務省（東京又は大阪）に直接出向く、又は郵送するなどの手続きが不要となります。

ワンストップサービス開始前後の手続きの違いについては、別紙イメージ図をご覧ください。

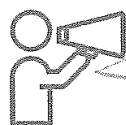
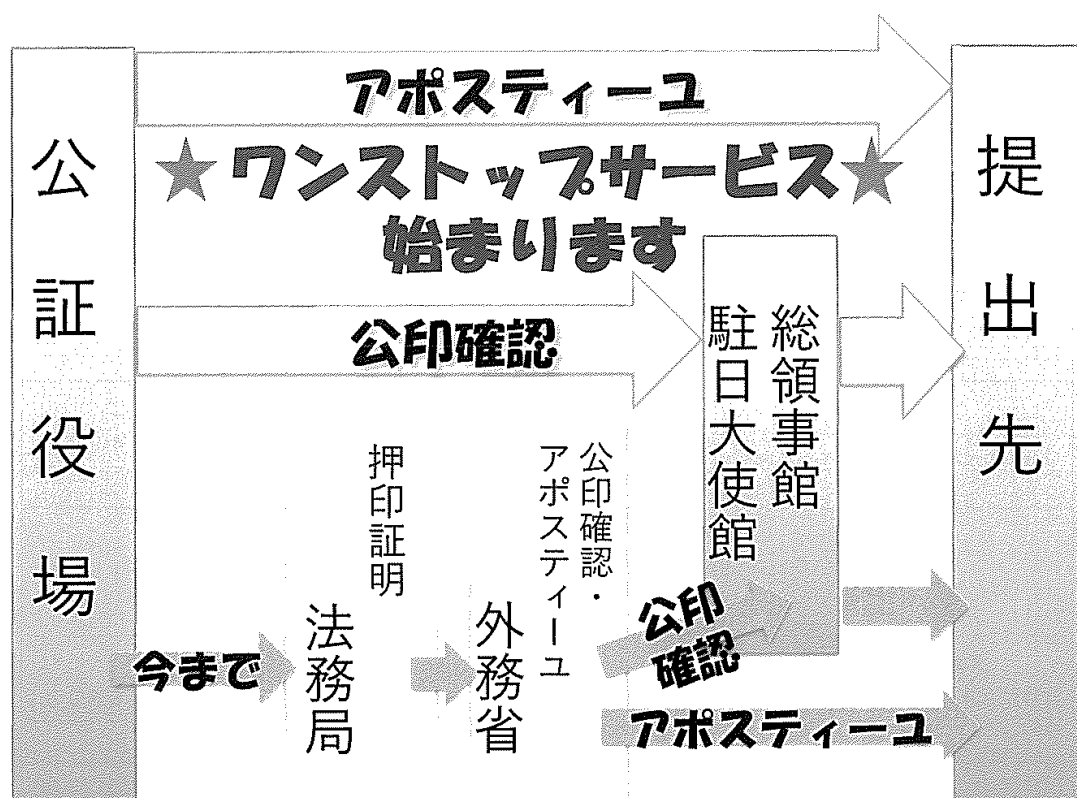
（問い合わせ先）

愛知県内の最寄りの公証役場（イメージ図の裏面）にお問い合わせ下さい。

外国向け私文書認証 ワンストップサービス

2021年1月開始

愛知公証人会



法務局や外務省に出向く必要がなくなります

- ★ 愛知県内の公証役場で公証人の認証を受ければ、法務局の公証人押印証明と外務省のアポステイーユ・公印確認とを一度に取得できます
- ★ 公印確認の場合は、駐日大使館・（総）領事館の領事認証が必要です

愛知県内の公証役場

役場名	所在地	電話
葵町公証役場 (あおいちょうこうしょうやくば)	〒461-0002 名古屋市東区代官町35-16 第一富士ビル3階	2141 052(931) 0369 0331 0368
熱田公証役場 (あつたこうしょうやくば)	〒456-0031 名古屋市熱田区神宮4-7-27 宝ビル18号館2階	052(682) 5973
名古屋駅前公証役場 (なごやえきまえこうしょうやくば)	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-17-29 広小路ESビル7階	052(551) 9737
春日井公証役場 (かすがいこうしょうやくば)	〒486-0844 春日井市鳥居松町4-52	0568(85) 9351
一宮公証役場 (いちのみやこうしょうやくば)	〒491-0858 一宮市栄1-9-20 朝日生命一宮ビル5階	0586(72) 4925
半田公証役場 (はんだこうしょうやくば)	〒475-0902 半田市宮路町273 柵ビル2階	0569(22) 1551
岡崎公証人合同役場 (おかざきこうしょうにんごうどうやくば)	〒444-0813 岡崎市羽根町字貴登野15 シビックセンター2階	0564(58) 8193
豊田公証役場 (とよたこうしょうやくば)	〒471-0027 豊田市喜多町六丁目3-4	0565(34) 1731
豊橋公証人合同役場 (とよはしこうしょうにんごうどうやくば)	〒440-0888 豊橋市駅前大通2-33-1 開発ビル9階	0532(52) 2312
西尾公証役場 (にしおこうしょうやくば)	〒445-0852 西尾市花ノ木町3-3 丸万ビル3階	0563(54) 5699
新城公証役場 (しんしろこうしょうやくば)	〒441-1374 新城市字町並16	0536(23) 5768

研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】－【ライブ러리】－【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和2年11月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2. 23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2	企画情報部	534	H29. 8. 28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
3		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
4		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
5		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
6		576	R 2.11.16	SDGS時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 （1回目）	○	○
7	建設環境部	530	H28. 8. 31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	○	×
8		531	H28. 9. 27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	○	×
9		555	R 1. 9. 26	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
10		572	R 2. 8. 28	建設環境部業務研修会 （愛知県の令和2年度廃棄物行政について）	○	×
11		573	R 2. 9. 23	コロナ禍における建設業許可申請・届出について	○	○
12	運輸交通部	551	H29. 1. 23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
13	国際・私法部	420	H24. 2. 25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
14		467	H25. 2. 13	国際業務初心者向け研修会 （初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○	○
15		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○	○
16		486	H26. 2. 21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○	○
17		488	H26. 3. 17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
18		504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○
19		509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
20		510	H27. 2. 18	はじめての国際法2	○	○
21		517	H27.11.24	出入国管理行政と日本型移民国家構想	○	○
22		521	H28. 1. 28	初心者向け研修会（在留資格認定申請書の書き方）	○	○
23		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
24		528	H28. 4. 25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
25		536	H29.11.16	国際業務部門研修会 ①国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ②在留資格「経営・管理」のポイント	○	○
26		539	H30. 2. 22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
27	国際・私法部	540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○	○
28		542	H30. 3.19	国際業務初心者向け研修会 （永住許可申請について、パスポートの見方）	○	○
29		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
30		549	H31. 3. 8	在留資格「特定技能」に関する研修会	○	○
31		554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○
32		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
33		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
34		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
35		571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○
36	土地利用部	516	H27. 9.24	尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○	○
37		523	H28. 1.27	行政書士の土地利用業務について	○	○
38		527	H28. 3.24	開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○	○
39		532	H28. 9.26	行政書士の土地利用業務の基礎知識	○	○
40		533	H29. 8.25	行政書士の土地利用業務の基礎知識 ～行政書士ができる空き家対策～	○	○
41		538	H30. 1.31	愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○	○
42		544	H30. 9.14	土地利用業務の基礎知識	○	○
43		545	H30.11.30	雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○	○
44		548	H31. 3. 4	都市計画法に関する研修会	○	○
45		550	H31. 3.18	農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○	○
46		552	R 1. 8.26	初心者向け土地利用業務研修会	○	○
47		559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
48		565	R 2. 2.19	農地法許可の審査基準についての研修会	○	○
49		570	R 2. 7.13	不動産に関わる業務手続きについての研修会	○	○
50		575	R 2.10.26	都市計画法〔第34条1号許可〕についての研修会	○	○
51	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
52		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
53		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
54		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
55		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
56		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×

ライブラリ研修申込書				
令和 年 月 日				
愛知県行政書士会会長 殿				
申 込 者	氏 名			
	支 部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号		TEL () —	
	メールアドレス		FAX () —	
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 （視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります）
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<http://www.aichi-gyosei.or.jp/>
の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日
時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 毎月第2水曜日
時 間 午後2時30分から一人50分程度

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 毎月第2水曜日
時 間 午後1時30分から4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後2時から4時まで

法人経営部

※初心者対象

令和3年1月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立(法人登記以外)に限定】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書きください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647

会員訪問記



西北支部：田澤 満会員

会報委員 加藤 朋彦



今回は愛知県行政書士会国際・私法部部長であり、西北支部内・名古屋市西区菊井で開業されている、入管業務専門の名古屋国際総合事務所所長、田澤満会員の事務所を訪問し、お話を伺ってきました。

——事務所の紹介と取扱専門業務の内容についてお聞かせ願いますか。

1998年の開業以来、入管・国際業務を専門とし、外国人スタッフも揃え多言語対応を図っています。以前は帰化・国際結婚・渉外戸籍関係も手掛けていましたが今は減らし、就労ビザや技能実習、外国企業の対日投資サポートなど企業向け業務が中心となっています。

——開業と、現在の専門業務に行き着いたきっかけは何だったのですか。

開業前は米カリフォルニア州の日系不動産会社で働いていました。米国から休暇で出かけた中東イスラエルで、名古屋から旅行で来ていた妻と知り合い、その後一年半の日米間遠距離恋愛を経て米国で結婚。私はそのまま永住するつもりでしたしそもそも東京出身なのですが、妻の「実家近くで暮らしたい！」という強い希望で名古屋圏に暮らすこととなりました。

帰国後、行政書士の入管申請取次業務が米国のImmigration Lawyerの仕事に酷似していることに気づき、資格取得を目指しました（どう似ているかまではスペースが足りなくなるので割愛します）。ですから「行き着いた」というより、最初から入管業務をやりたいくて行政書士になったわけです。

——日々の業務の中で、心掛けていることやこだわっている事をお聞かせください。

きれいごとでなくコンプライアンスが重要だと考えています。開業当初は「お客様第一主義」でしたが、外国人・外国企業相手の仕事では特に襟を正す必要があるからです。また外国人材活用は日本に有益ですが、誰でも受け入れればよいというものではありません。仕事をする上で国益というものも忘れてはいけないと考えています。

——仕事を離れ、普段お休みの日にされている趣味や特技をお聞かせください。

大学時代から趣味は海外バックパッカー旅行ですが（渡航国75か国以上）、コロナのため2月にカンボジアへ出かけたきり行けておりません。今は愛犬と一緒にアウトドアライフを楽しみ、半分田舎暮らしの準備も進めています（最近郡上八幡方面で敷地650坪の中古物件を購入しました）。

——新入会員の方たちへのアドバイスなどお願いします。

私が開業した22年前、入管業務など周りから全く理解されず、同業者や税理士など他士業の人からも「そんな仕事だけで食って行けるの？」と大真面目に聞かれたものです。言われた通りで、最初の数年は企業へ営業に行っても渡した名刺を目の前でゴミ箱へ捨てられるような毎日でした。

数年経って、ようやく企業にも「留学生を雇う」「外国人を雇う」という意識が浸透し仕事に来るようになりました。そして今、入管業務は行政書士の業務の一つの柱にまで育っています。

私が新入会員の方たちへお勧めしたいのは、「やってみたい全く新しい分野の仕事があれば、周りから何を言われてもそれをやるべきだ!」ということです。私のように「食っていけるのか?」と周囲が訝しがる業務に100%注入してしまうのはさすがにリスクですが、3分の1くらいはそうした（先の見えない）業務にチャレンジ（冒険）してみたいのではないのでしょうか? その業務が将来大きな収益に繋がるかもしれません。行政書士は新しい可能性を見つけられる資格だと思います。人のマネだけしているなんてもったいないです。

大変、興味深いお話をありがとうございました。

田澤満会員には、今回の会員訪問記の掲載・取材の依頼を快くお引き受け頂き本当に感謝致します。

支部だより

東三
支部

令和2年度 親睦ゴルフコンペ

会報委員 鈴木 愛理沙

日 時 令和2年9月16日(水)
午前9時15分～
場 所 キャッスルヒルカントリークラブ
豊川市足山田奥滝場20-2
出席者 2組8名(内、岡崎支部会員1名)

天高く澄み渡る秋晴れの中、キャッスルヒルカントリークラブにて東三支部親睦ゴルフコンペが催行されました。今回の競技形式は以下のようになっております。

- ・ペリア方式(ネット同スコアは年齢が高い方を上位とする)
- ・スルーザグリーン(フェアウェー並びにラフ)は6インチOK
- ・ロストボールは付近から2ペナで続行可能
- ・ドラコン 18番
- ・ニアピン 3番、6番、11番、14番
- ・使用ティーは男性白マーク、65歳以上は緑マーク使用可能

スコアを見ると皆さんかなりの好成績かつ接戦で目安として100を切るとプロ級などと聞きますが、日ごろの鍛練の賜物か、それに近いスコアの会員が何人もいらっしゃいました。そんな猛者ぞろいの中、栄えある優勝を手にしたのは、横田厚会員！おめでとうございます。

今年はコロナの影響で、研修会のみならず、支部親睦旅行や、東三支部自由業フォーラムといったイベントが軒並み中止される中、万全のコロナ対策で臨んだ今回の親睦ゴルフコンペ。久しぶりの顔を合わせての会員間の交流を通じて、改めて普通の日常の有難さを感じました。

碧海
支部

広報月間 無料相談会

会報委員 磯部 千恵

日 時 令和2年10月1日(木)
午後1時～4時
場 所 碧南市役所二階談話室



行政書士広報月間に伴う活動として、毎月行っている刈谷市と安城市での無料相談会に加えて、碧南市と高浜市でも、無料相談会を開催しました。

10月1日木曜日は、碧南市役所二階の談話室にて、無料相談会を開催しました。

午後1時の開始直後から複数の相談があり、その後も盛況でした。相談の多くは相続に関するものでしたが、中には行政書士だけでは解決が難しい相談もあり、どこに相談すればよいか等、今後についてアドバイスをさせていただきました。

相談員として参加された皆様、大変お疲れさまでした。

知多
支部半田市一斉
無料相談会

知多支部 内藤 三裕

日 時 令和2年10月1日(木)

午後1時～4時

場 所 アイプラザ第2会議室

相談員 磯村 幸一会員 榊原 恒夫会員

内藤 三裕会員

相談者 14組



知多支部では、行政書士制度広報月間にあわせて、知多支部エリア5市5町の10会場において、10月に行政書士無料相談会を開催しました。

今年は例年と異なり、新型コロナウイルスの感染防止のための対策を実施したうえで細心の注意を払っての開催となりましたが、半田会場では、想定を上回る14組の方からご相談をいただき、開始直後から終了間際まで3人の相談員がフル回転で対応することとなりました。

相談内容としては、遺言書の作成に関するものが6件、相続・贈与に関するものが5件、遺産分割に関するものが2件、相続した不動産の売却に関するものが2件等と、相続に関連する問題に対する関心の高さを実感しました。

相続関係においては、民法改正により配偶者居住権の創設に伴う相続実務への対応や、法務局による自筆証書遺言書保管制度の開始等の制度変更が行われており、適切なアドバイスをするためには研修会等を通して常に自己研鑽を重ねていく必要があると再認識しました。

この相談会を通じて、市民の皆さんが行政書士を身近に感じていただく良い機会となり、大変有意義な相談会となりました。

碧海
支部改正建設業法につ
いての研修会

会報委員 磯部 千恵

日 時 令和2年10月1日(木)

午後5時～7時

場 所 刈谷市総合文化センター内中央学習センタ

ー

講 師 早川 忠会員（中央支部）



10月1日木曜日に、刈谷市総合文化センター内中央学習センターにて、建設環境部部長である、中央支部の早川忠会員を講師にお招きし、令和2年10月1日より施行された、建設業法の一部改正についての研修会が開催されました。

当日配布された資料を基に、建設業許可事務ガイドラインについてや、建設業者の地位の事業承継について、大変わかりやすく解説していただきました。

終盤には、行政書士登録したての会員や、これから建設業に携わりたい会員に向けて、仕事の獲得方法や、お客様との関わり方についてもお話いただき、大変有意義な研修会となりました。

西尾
支部

西尾市役所 無料相談会

会報委員 太田 知明

日 時 令和2年10月6日(火)
午前10時～午後3時
場 所 西尾市役所11相談室
相談員 加藤 隆広会員 正海 浩会員
件 数 3件



西尾支部では、行政書士制度広報月間実施に伴い西尾市役所で無料相談会を行いました。

今年は前日までに問合せの電話が3件あったので、相談件数の増加が期待されました。

当日行政書士・土地家屋調査士の相談員が待機する中、子への農地相続を心配する相談が3件ありました。処分するために、分筆や地目変更に関連する相談には、士業合同で対応することができました。

どなたもご高齢の方々であり、「子供に上手く引き継ぐことができるよう自分の代で手続きしたい」との意思を感じました。

また、広報活動でポスター、クリアファイル等を西尾市役所内の農林水産課（農業委員会）、建築課、土木課、市民課、一色・吉良・幡豆にある各支所、西尾警察署、県西三河建設事務所西尾支所、矢作川南部土地改良区に配布しました。

行政書士を知るよい機会となるこの相談会をもっと多くの市民に知っていただき、ご利用いただけるよう努めていこうと思います。

昭和
支部

第3回 市民法務研究会

会報委員 中津留 太郎

日 時 令和2年10月9日(金)
午後3時30分～6時
場 所 天白スポーツセンター 1階第2会議室
出席者 17名
テーマ 第1部『無料相談会の報告』
第2部『民事信託の基礎及び事例紹介』



参加人数を定員の半数以下に抑え、手指消毒、マスク着用、換気を徹底し、ソーシャルディスタンスを取り、感染予防対策を施した上で開催されました。

第1部は無料相談会の実施報告です。8月11日開催の日進市無料相談会については伊福幹事より、9月8日開催の同市無料相談会については山田憲治会員より、それぞれ4件ずつ報告がなされました。8月19日開催の天白区役所無料相談会については、参加相談員の本研究会への出席はありませんでした。

第2部は16時15分より、名南支部所属で司法書士兼業の原子忠之会員が講師となり、「民事信託」について講義頂きました。現在の高齢者の状況から始まり、民事信託の仕組み→民事信託にかかる税務の基礎→民事信託の例→民事信託の組成方法→民事信託以外の検討→民事信託組成時の注意点→民事信託実際の事例、という流れで解説して頂きました。

質疑応答では3人の会員から7点ほどの質問があり、原子先生から丁寧な回答を頂きました。盛会のうちに予定時間いっぱいの18時に閉会となりました。

名南
支部

令和2年度 「支部研修旅行」

名南支部 野崎 晃

日 時 令和2年10月11日(日)～12日(月)

場 所 京都方面「京都湯の花温泉」

参加者 18名



台風が去るのを待ちかねたような、季節外れの暖かさのもと、10月11日から一泊二日の行程で支部研修旅行が開催されました。

支部会員18名が参加し、観光バスを用いて京都方面へ移動、京都御所、嵐山を見学、トロッコ列車に乗車、湯の花温泉に宿泊し、翌日には明智光秀ゆかりの地、谷性寺・福知山城を見学しました。

また、バス車中では山本会員による「金融機関における相続手続き」についての講義が行われました。

コロナ禍により様々な業種がダメージを被り、とりわけ観光宿泊業は、過去に経験の無いほどのダメージを受け、インバウンド消費は消失したままで未だに回復してはいません。

観光地を観光バスで巡り、観光ホテルに宿泊する研修旅行では、我々は例年とは明らかに違う景色を見ることがとなりました。

バスは徹底的に除菌、換気がされ、乗車の度に乗客は手指を消毒。観光地で、ホテルで、宴会場で、見えない敵への最大限の対策がされていることを目の当たりにし、我々は、そこに生き、生業を続ける方々の、逞しくも懸命な姿勢を現認することになりました。

政府による様々な施策によっても、今後の先行きは不透明のまま、楽観と悲観が交錯したままで、令和2年も終わろうとしています。

「本能寺の変が無ければ江戸時代が無かった」と言われます。

令和2年もまた、行政書士業に留まらず、世界経済の転換点のとして、後世に記憶されることに違いありません。

行政手続きもまた、IT化の加速など大きな転換点を迎える中、大変に意義深い研修旅行となりました。

ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

Q 写真は別途郵送する必要がありますか。

A 写真も他の添付書類と同じくPDFにしてアップロードできます。なお、A4の台紙に貼り付けたものをスキャナーで読み込むか、又はワードファイル等にデジタル写真を貼り付けてA4サイズで作成したものをPDFにして、添付書類のアップロードページからアップロードしてください。また、用紙の余白部分には出願品種の名称、撮影年月日及び撮影場所（対象品種も同じ。）を記載してください。

Q 登録されたという通知が届きました。30日以内に登録料を納めないと則取消になるのでしょうか。

A 取消になります。初年度分は追納期間を設けていませんので、忘れずに納付してください。電子納付の方法は、システムにログインし登録料納付の画面で手続後、画面で通知された納付番号等により「ペイジー」を利用してインターネットバンキング又はATMで納付していただきます。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

一宮支部

稲沢商工会議所及び広報月間相談会の開催

会報委員 奥 智子

「稲沢商工会議所相談会」

日 時 令和2年10月12日(月)・19日(月)
26日(月)・28日(水)・30日(金)
午前9時～正午

場 所 稲沢商工会議所

「広報月間無料相談会」

日 時 令和2年10月5日(月)
午前10時～午後4時

場 所 一宮市役所本庁舎

日 時 令和2年10月7日(水)
午前10時～午後4時

場 所 稲沢市役所本庁舎

日 時 令和2年10月13日(火)
午前10時～午後4時

場 所 一宮市役所木曾川庁舎

日 時 令和2年10月19日(月)
午前10時～午後4時

場 所 一宮市役所尾西庁舎



新型コロナウイルスによる経済の冷え込みが懸念される中、政府によるGo Toキャンペーンが各地で行われ、地域経済が少しずつ活性化されていますが、依然予断を許さない状況が続いています。

『withコロナ』のもと、私達の地域内でも中小企業等を中心に更なる地域連携と行政書士としての役割と必要性を発信する活動は継続しなければならないと考えています。

そんな中、支部エリア内では一宮商工会議所に続き、稲沢商工会議所とも連携し、家賃支援給付金を中心として相談会を実施し、様々な相談に応じました。

また、10月は広報月間による一宮市・稲沢市の各庁舎にて無料相談会を実施致しました。

相談会開催告知を両市広報誌や支部ホームページ、新聞折込広告などにて発信し、それを見て来庁された方が多く、例年にも増して多くの相談が寄せられました。

今後も支部エリア内の方々に有益な情報を発信し、我々行政書士が地域と共生し、豊かな生活を送るための一助となる存在であり続けたいと思います。

ちょっとひと息 「品種登録」～電子出願／電子納付編～

Q 何年分納付しているのかわかりません。確認する方法はありますか。

A 品種登録出願システムで過去分の登録料の納付状況がご確認いただけます。登録条件検索により登録番号を検索してマイページに追加してご確認ください。

Q 写真ファイルがたくさんあるが一度にアップロードできますか。

A 一度にアップロードできるファイル容量は10MBまでです。写真等容量が大きいものはファイルを複数回に分けてアップロードしてください。

出典：農林水産省HP「品種登録ホームページ」より

名古屋
支部10月広報月間
無料相談会

会報委員 金丸 洋

日 時 令和2年10月15日(木)

午後1時～4時

場 所 中村区役所

日 時 令和2年10月26日(月)

午後1時～4時

場 所 港区役所

日 時 令和2年10月29日(木)

午後1時～4時

場 所 中川区役所

相談員	松嶋 昌弘	山田 安政	松浦 聖哲
	飯田 徹	福田 隆彦	久田 邦博
	瀧 秀隆	牧野 昌浩	小塚 孝
	大森 照和	金丸 洋	廣瀬 亮一
	森 隆	竹内 弘幸	原田 泰輔
	佐々木 健一	陸 遥	鬼頭 誠
	渡辺 尚美 (敬称略)		



名古屋支部では、3日間にわたり三つの会場で広報月間の無料相談会を行いました。コロナ禍の中、開催が危ぶまれ相談者が来られるのか心配でしたが、中村区役所では8件の相談件数など概ね盛況に終わりました。例年通り、相続関係の相談が多数を占めたようです。

この相談会を通じて、行政書士が身近な問題を相談できる専門家として、ますます市民に認知される良い機会になったと思います。

海部
支部行政書士
無料相談会

会報委員 新田 賢治

日 時 令和2年10月17日(土)

午前10時～午後3時

場 所 津島市文化会館



行政書士制度広報月間にあわせて行政書士無料相談会を実施しました。従来は週ごとに会場を変えて3回を実施していましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため津島市文化会館において1回のみで開催となりました。開催に際しては、消毒液を設置した上で「相談員全員のマスク着用」「相談者との距離をとる」「換気を行う」などの感染症対策を徹底いたしました。

当日は開催回数が少ないことが影響したのか、相談会開始時刻前にすでに数組の相談者が並ぶ状況となったため、予定時刻より早く開始しました。その後も相談者は途切れることなく、結果として22組の相談を受けさせていただきました。

相談の多くは相続に関するもので、ご夫婦やご家族で相談に来られている方も多くいらっしゃいました。数年前は夫婦や家族で相続について話し合われている方は少ない印象でしたが、今回の相談会では夫婦や家族で相続について話した上で不明点を相談に来られている方が多く、意識の変化を感じました。

また同時に相続の相談先として、行政書士が認知されていることが実感できる相談会となりました。

中央
支部

令和2年度第1回建設
環境業務部会研修会

会報委員 梅村 晃士

日 時 令和2年10月23日(金)
午後2時～4時
場 所 ライブ配信
講 師 ワイズ公共データシステム株式会社
取締役 荻原 隆仁氏
テーマ 『建設業法等改正のポイント』
出席者 34名



中央支部の令和2年度第1回建設環境業務部会研修会は、ワイズ公共データシステム株式会社の取締役、荻原隆仁氏に講師をお引き受けいただき、「建設業法等改正のポイント」についてライブ配信にて講義をしていただきました。

講義の前半では、まず冒頭に建設業を取り巻く現状と課題や改正の背景についてお話をいただき、そして建設業許可基準の見直しにはじまり事業承継に関わる認可申請や監理技術者の専任義務の緩和、技術検定制度の見直し、主任技術者の配置義務の合理化、工期に関する基準などこれら以外にも盛りだくさんな改正点について丁寧に解説していただきました。

後半は経営事項審査の概要と審査基準の改正点について資料に沿って細かくご教示いただきました。

建設業は自然環境の変化に伴い減災やインフラ整備などますます期待の高まる重要な業界であるとのこととまさにその通りだと思いました。

これから施行が予定されるものもあり、動向を注視しながら、日頃の業務にお役立ていただければ幸いです。

新城
支部

支部研修会

会報委員 佐野 潤

日 時 令和2年10月30日(金)
午後3時35分～4時50分
場 所 新城市文化会館 302会議室
出席者 会員9名



令和2年度の第1回目の支部会員研修会が開催されました。

コロナの感染危惧のなか、開催を自粛すべきか迷いもありましたが、密を回避しつつ、短時間での効率的な開催でした。

研修会は、特定の業務に関して、支部会員が得意分野について講師を務めることが多かった最近ですが、コロナの時代で、感染防止の政策を含め、地元新城市の政策運営を学びたいとの会員の声を受けて、「新城市政に学ぶ／新城市の総合計画 コロナの時代と行政書士業務」という誇り高きテーマを掲げ、新城市の企画政策課長様に講師でお越しいただきました。

研修では、新城市の総合計画の年次サイクルや目指す将来像、重点施策について、丁寧に説明を受けました。

高齢化や人口減少、空き家対策や、コロナ対策のための助成制度など、行政書士業務に関連の深い内容についても、貴重なお話を拝聴することができました。

土地利用の問題、開発の規制の問題、税金など市民の負担の問題など、時間が足りないほど、熱心な質疑応答がなされ、有意義な研修会となりました。

コロナ対策で本会から支部への資金援助も増強される見込みの中で、今後、管内の市町村との連携を一層密にして、行政書士の活躍できる機会を、積極的にアピールしていきたいと鈴木達也支部長が、強く訴えて、閉会となりました。

東名
支部

第1回法人経営部 研修会

会報委員 服部 弘美

日 時 令和2年11月7日(土)
午後4時～6時
場 所 尾張旭市中央公民館
勤労青少年ホーム209号会議室
講 師 春日井公証役場 公証人 多田 衛様
テーマ 『相続法改正に伴う遺言書作成に当たって
の留意事項について』
出席者 17名



東名支部の令和2年度第1回法人経営部研修会が11月7日(土)に開催され、17名の支部会員が参加しました。研修会は春日井公証役場の公証人、多田衛様をお招きして、「相続法改正に伴う遺言書作成に当たっての留意事項」についてご講義頂きました。

まず講義前半は、公証役場の仕事全般についてお話し頂き、続いて中でも1番多い「遺言」に関する事項を詳しくご説明頂きました。遺言書に関しては平成元年の頃から比べると4～5倍に増えているとの事で、高齢化社会に向けての関心の高さがうかがえます。

講義後半は、相続法改正を施行日、経過措置など事項別にまとめられたレジュメを用意して下さり、遺言書作成の留意点についてお話し頂きました。中でも今後需要増加が見込まれる「配偶者居住権」については重点的に詳しくご解説頂きました。

初心者でも大変わかりやすいレジュメ、講義内容で、これから相続業務を始められる方や新人会員の方にも大変充実した研修会であったと感じます。

今後の業務にしっかりと活かしていきたいと思えます。

東三
支部

令和2年度建設環境 部会第1回研修会

会報委員 鈴木 愛理沙

日 時 令和2年11月17日(火)
午後3時～5時30分
場 所 東三支部事務局
オンライン
テーマ 『建設業法等の改正／経審改正について』
講 師 ワイズ公共データシステム株式会社
荻原 隆仁様
参加者 会場受講 3名
オンライン受講 17名

11月17日に行われた建設環境部会研修会は、ワイズ公共データシステム(株)より荻原様をお招きし、今年10月改正の建設業法等改正について講義をしていただきました。

初めに、建設業を取り巻く現状と課題について触れ、続いて今回のメインテーマである改正建設業法等の概要についてご教示いただきました。

後半は経営事項審査改正の概要や今後の改正スケジュールについてもお話しいたしました。

ボリュームたっぷりの講義内容でしたが、大変わかりやすく、限られた時間の中で充実した研修会となりました。

事務局だより

■令和2年10月

1日(木)	前田会長 日行連常任理事会出席 正副会長会開催 柴田常務理事 経理業務
2日(金)	前田会長 日行連広報部会Web出席
3日(土)	行政書士による電話相談会開催 名城大学院科目履修民法Ⅱ開催
5日(月)	前田会長、西堀副会長、森局長 愛知県法務文書課訪問
6日(火)	ADR手続説明会開催 ADR手続実施者候補者養成講座基礎編開催 西堀副会長、黒澤常務理事 愛知県警組織犯罪対策課、保安課訪問 行政書士試験設営業者との打合せ開催
7日(水)	監察委員会開催 西堀副会長、黒澤常務理事 愛知県民会議訪問 運輸交通部業務相談会開催 法人経営部業務相談会開催
8日(木)	西堀副会長 日行連暴排対策委員会ミーティング出席 部長会開催 小椋理事 封印払出書確認
9日(金)	新規登録受付
12日(月)	新規登録受付 ライブラリ研修開催
13日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 経理部会開催 会報11月号校正会議開催 佐藤理事 封印払出確認
14日(水)	70周年実行委員会開催 土地利用業務相談会開催 金子相談員 総務省「一日合同行政相談所（名古屋会場）」出席
15日(木)	西堀副会長、渡邊常務理事 日行連全国総務部長会議出席 本会中間監査開催 八十川理事 封印払出確認
16日(金)	新入会員基礎研修会開催 ADR規則改正打合せ開催 小椋理事 封印払出確認
17日(土)	名城大学院科目履修 民事手続法Ⅰ開催
18日(日)	特定行政書士考査開催
19日(月)	前田会長 日行連常任理事会出席 矢澤常務理事 中部所不連令和2年度講習会への講師派遣 森越理事 R3・4年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン実施
20日(火)	前田会長 日行連常任理事会出席 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 ADR手続説明会開催 ADR養成講座打合せ開催 子安副会長、平松理事 ADR PR活動 市川副会長、森局長 愛知県法務文書課来館対応

■令和2年10月

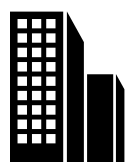
20日(火)	太田相談員 総務省「一日合同行政相談所（豊田会場）」出席 水野理事 東京法律専門学校名古屋校への法教育講師派遣 森越理事 R3・4年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン実施
21日(水)	山口理事 R3・4年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン実施 行政書士試験第3回正副サブ責任者会議開催
22日(木)	初心者対象CAD研修会〔2班第1回目〕開催 初心者対象CAD研修会〔1班第2回目〕開催 山口理事 R3・4年度入札参加資格審査インターネット一元受付テストラン実施
23日(金)	正副会長、常務理事、鈴木里・勝田理事 日行連と中地協単位会との連絡会出席 職務上請求書ビデオ説明会開催
26日(月)	都市計画法〔第34条1号許可〕についての研修会開催 名城大学院との打合せ開催 本会・政連連絡会開催 子安副会長、秋好職員 行政書士試験特例受験者訪問
27日(火)	法務部会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 小柳津副会長、伊藤常務理事 広告代理店来館対応 岩井・黒澤常務理事 GoToトラベル愛知事務局訪問
28日(水)	行政書士試験事前説明会開催 小椋理事 封印払出書確認
29日(木)	ADR手続実施者候補者養成講座〔中級編〕①開催 子安副会長、廣永・山盛試験監督員 特例受験者パソコン確認
30日(金)	岩井常務理事、森局長 愛知県情報政策課来館対応 行政書士試験打合せ開催 事務局ドキュメントデータ化の打合せ開催

■令和2年11月

2日(月)	西川相談役 日行連中央研修所VOD収録出席 ADR第1回紛争解決小委員会開催 子安副会長、平松理事 ADR PR活動
4日(水)	正副会長会開催 監察委員会開催 OSS看板設置に係るDVD研修会開催
5日(木)	広報部会開催 八十川理事 封印払出書確認
6日(金)	部長会開催 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
8日(日)	令和2年度行政書士試験
9日(月)	小椋理事 封印払出書確認
10日(火)	前田会長 日行連常任理事会出席 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所暮らしの行政・法律相談開催 封印管理委員会開催 運輸交通部業務相談会開催 田澤常務理事 東京法律専門学校名古屋校法教育講師派遣
11日(水)	前田会長 日行連常任理事会出席 前田会長、西川相談役 日行連理事会出席 国際・私法部業務相談会開催 新規登録受付 ライブラリ研修開催

■令和2年11月

12日(木)	前田会長 日行連理事会出席 前田会長 日行連編集会議出席 西堀副会長、渡邊常務理事 愛知県法務文書課訪問 新規登録受付 自由業団体当番会開催 自由業団体定例会開催
13日(金)	行政書士制度70周年記念事業実行委員会 市川副会長、森局長 愛知県法務文書課、名古屋市訪問 市川副会長、岩井常務理事 顧問弁護士事務所訪問 新規登録受付
14日(土)	名城大学院科目履修 民法Ⅱ 開催
16日(月)	西川相談役 日行連中央研修所正副所長会議Web出席 企画情報部会開催 SDGS時代における行政書士の役割と可能性についての研修会開催 ライブラリ研修開催
17日(火)	法務部会開催 ADR手続説明会開催 ADR養成講座〔中級編〕打合せ開催 申請取次行政書士管理委員会指定研修会Web通信テスト開催 田澤常務理事 東京法律専門学校名古屋校法教育講師派遣
18日(水)	西川副会長 日行連申取委員会収録出席 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催
19日(木)	愛知県指導検査報告会開催 建設環境部会開催 ADR期日前検討会開催 総務部打合せ開催
20日(金)	総務部会開催 綱紀委員会開催 ADR事務連絡及びシンポジウム「ビジネスとしてのADRの可能性」視聴会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 小柳津副会長、田澤常務理事、川津理事 葵公証役場来館対応 西堀副会長 暴排団体連絡会会議出席
21日(土)	名城大学院科目履修 民事手続法Ⅰ 開催
24日(火)	ADR手続実施者候補者養成講座〔中級編〕②開催 ライブラリ研修開催
25日(水)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催
26日(木)	会報1月号編集会議開催 申請取次行政書士管理委員会開催 建設環境部業務相談会開催 平松・内藤理事 賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会出席 ライブラリ研修開催
27日(金)	初心者対象CAD研修会〔2班第2回目〕開催 ADR規則改正の打合せ開催 ライブラリ研修開催
30日(月)	前田会長 日行連広報部会議Web出席 ライブラリ研修開催



会 | 員 | の | 動 | 向

令和2年11月25日現在

個人会員数 3,109人
法人会員数 53法人

新規登録入会者の紹介



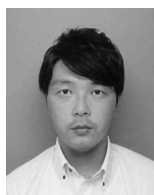
登録番号 第20192079号
会員番号 第6350号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 浜辺 秀信

事務所 行政書士浜辺秀信事務所
名古屋市北区生駒町6丁目131番地（メゾン加藤301号）
電話番号 052-854-6363 所属支部 西北



登録番号 第20192083号
会員番号 第6354号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 小竹 一魅

事務所 ASK行政書士事務所
名古屋市東区矢田一丁目3番11号
電話番号 052-721-0240 所属支部 中央



登録番号 第20192080号
会員番号 第6351号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 橋岡 拓嗣

事務所 とらや行政書士事務所
あま市七宝町伊福式之割9番地8
電話番号 所属支部 海部



登録番号 第20192084号
会員番号 第6355号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 市川 竣也

事務所 行政書士法人中村事務所 豊橋オフィス
豊橋市広小路三丁目25番地 ヒノデビル1階
電話番号 0532-39-9280 所属支部 東三



登録番号 第20192081号
会員番号 第6352号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 木村 恒夫

事務所 木村行政書士事務所
名古屋市守山区金屋二丁目83番地
電話番号 052-726-5175 所属支部 東名



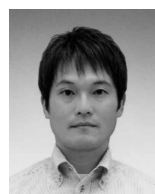
登録番号 第20192086号
会員番号 第6356号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 加藤 芳洋

事務所 行政書士加藤芳洋事務所
大府市中央町五丁目103番地
電話番号 0562-46-5174 所属支部 知多



登録番号 第20192082号
会員番号 第6353号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 木場 まゆみ

事務所 木場行政書士事務所
名古屋市守山区小六町1番20号（ダイアパレス千代田橋1403号）
電話番号 052-696-7849 所属支部 東名



登録番号 第20192087号
会員番号 第6357号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 野沢 展弘

事務所 行政書士法人ティグレ 名古屋事務所
名古屋市中区丸の内一丁目17番29号
電話番号 052-205-7217 所属支部 中央



登録番号 第20192088号
会員番号 第6358号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 石田 大祐

事務所 行政書士事務所スペース設計
名古屋市名東区猪子石原三丁目502番地
電話番号 090-4448-2499 所属支部 中央



登録番号 第20192319号
会員番号 第6363号
入会年月日 令和2年11月1日
氏名 安井 章

事務所 Y's平和行政書士事務所
稲沢市平和町那古良32番地
電話番号 0567-46-4120 所属支部 一宮



登録番号 第20192089号
会員番号 第6359号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 杉藤 大地

事務所 行政書士あま事務所
あま市木田東明10番地1
電話番号 090-7689-1731 所属支部 海部



登録番号 第20192320号
会員番号 第6364号
入会年月日 令和2年11月1日
氏名 関野 貴洋

事務所 行政書士法人中村事務所
名古屋市中村区太閤一丁目22番13号 恒川ビル3階
電話番号 052-462-8313 所属支部 名古屋



登録番号 第20192138号
会員番号 第6360号
入会年月日 令和2年10月2日
氏名 松本 浩康

事務所 行政書士法人あけぼの 豊橋曙事務所
豊橋市曙町字宮前14番地の14
電話番号 0532-46-8411 所属支部 東三



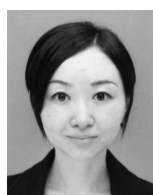
登録番号 第20192321号
会員番号 第6365号
入会年月日 令和2年11月1日
氏名 中垣 健

事務所 行政書士中垣健事務所
岡崎市西本郷町字和志山12番地
電話番号 0564-73-2324 所属支部 岡崎



登録番号 第20192317号
会員番号 第6361号
入会年月日 令和2年11月1日
氏名 大谷 敏正

事務所 行政書士大谷敏正事務所
豊橋市大岩町字荒古58番地の27
電話番号 090-6072-7412 所属支部 東三



登録番号 第20192322号
会員番号 第6366号
入会年月日 令和2年11月1日
氏名 河合 敦子

事務所 河合敦子行政書士事務所
日進市赤池三丁目405番地 ニッシンパークサイドマンション205
電話番号 052-887-6584 所属支部 昭和



登録番号 第20192318号
会員番号 第6362号
入会年月日 令和2年11月1日
氏名 山口 勝司

事務所 行政書士山口勝司事務所
犬山市大字犬山字南別祖51番地5
電話番号 0568-65-0661 所属支部 尾北



登録番号 第20192323号
会員番号 第6367号
入会年月日 令和2年11月1日
氏名 中尾 奈央

事務所 中尾奈央行政書士事務所
名古屋市瑞穂区彌富町字清水ケ岡1番地の1 (ForestOne八事清水ケ岡321号)
電話番号 052-977-5565 所属支部 名南



登録番号 第20192324号
 会員番号 第6368号
 入会年月日 令和2年11月1日
 氏名 檜尾 和秀

事務所 ひのきお行政書士事務所
 知立市桜木町桜木112番地2 キングスコート桜木704号
 電話番号 0566-93-8515 所属支部 碧海



登録番号 第20192325号
 会員番号 第6369号
 入会年月日 令和2年11月1日
 氏名 中西 哲

事務所 中西哲行政書士事務所
 名古屋市中区錦2丁目11番25号 ケービービル4階 40E
 電話番号 052-684-8554 所属支部 中央



登録番号 第20192326号
 会員番号 第6370号
 入会年月日 令和2年11月1日
 氏名 塩出 貴臣

事務所 塩出貴臣行政書士事務所
 知多市つつじが丘4丁目25番地の12
 電話番号 0562-57-3860 所属支部 知多



登録番号 第20192327号
 会員番号 第6371号
 入会年月日 令和2年11月1日
 氏名 横田 充弘

事務所 豊橋行政書士事務所
 豊橋市前田南町一丁目3番地9
 電話番号 0532-73-2200 所属支部 東三



登録番号 第20192328号
 会員番号 第6372号
 入会年月日 令和2年11月1日
 氏名 宮本 良満

事務所 宮本行政書士事務所
 名古屋市天白区野並二丁目20番地
 電話番号 052-838-7193 所属支部 昭和

退会者のお知らせ

令和2年11月25日現在

支部	氏名	退会日
中央	工藤 剛也	令和2年9月30日
東名	久保田 英甲	令和2年9月30日
海部	中野 廣行	令和2年9月30日
東三	岡本 俊一	令和2年9月30日
東三	清川 明宣	令和2年10月6日
西尾	藤井 計一	令和2年10月31日
尾北	長谷川 喜美	令和2年11月4日
中央	竹尾 雅芳	令和2年11月20日

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第2006601号
 会員番号 第H68号
 入会年月日 令和2年8月18日
 法人の名称 創経行政書士法人
 主たる事務所の名称 創経行政書士法人
 主たる事務所 名古屋西区牛島町6番1号名古屋ルーセントタワー36階
 主たる事務所電話番号 052-581-0080
 所属支部 西北

法人番号 第2006801号
 会員番号 第H69号
 入会年月日 令和2年7月29日
 法人の名称 グラーティア行政書士法人
 主たる事務所の名称 グラーティア行政書士法人 岡崎オフィス
 主たる事務所 岡崎市戸崎町字辻55番地4
 主たる事務所電話番号 0564-54-5515
 従たる事務所の名称 グラーティア行政書士法人 みよしオフィス
 従たる事務所 みよし市三好町大坪23番地 久野ビル2D
 従たる事務所電話番号 0561-59-3951
 所属支部 岡崎

法人番号 第2007101号
 会員番号 第H70号
 入会年月日 令和2年10月29日
 法人の名称 行政書士法人あけぼの
 主たる事務所の名称 行政書士法人あけぼの 豊橋西事務所
 主たる事務所 豊橋市高洲町字高洲39番地の1
 主たる事務所電話番号 0532-33-3316
 従たる事務所の名称 行政書士法人あけぼの 豊橋曙事務所
 従たる事務所 豊橋市曙町字宮前14番地の14
 従たる事務所電話番号 0532-46-8411
 所属支部 東三

法人会員の変更案内

法人番号 第1704701号
 会員番号 第H45号
 法人の名称 行政書士法人中村事務所
 主たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所
 社員（加入） 市川 竣也
 従たる事務所の名称 行政書士法人中村事務所 一宮オフィス
 従たる事務所所在地 一宮市栄一丁目11番16号 マースビル502号室
 変更事由 従たる事務所設置、社員の加入
 所属支部 名古屋

法人番号 第1503401号
 会員番号 第H31号
 法人の名称 かわもと行政書士法人
 主たる事務所の名称 かわもと行政書士法人
 主たる事務所所在地 春日井市瑞穂通八丁目2番地2 アビタシオン瑞穂408号室
 主たる事務所電話番号 090-4467-6810
 変更事由 事務所所在地、事務所電話番号
 所属支部 尾張

法人番号 第0603301号
 会員番号 第H8号
 法人の名称 行政書士法人SMASH申請代行
 主たる事務所の名称 行政書士法人SMASH申請代行
 社員（加入） 石井 健太郎
 社員（脱退） 鈴木 明一、蒲野 務
 変更事由 社員の加入、社員の脱退
 所属支部 碧海

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 従たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続 安城支店
 使用人 松田 誠司
 変更事由 使用人の雇用
 所属支部 碧海

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	森 知徳				事務所名称
	行政書士アドニス法務事務所				
中央	日下部 幸隆				事務所名称
	行政書士障がい福祉事業専門法務事務所				
中央	内藤 宏幸				事務所名称
	わかば行政書士事務所				
中央	中川 智義	名古屋市中区丸の内三丁目20番20号 チサンマンション丸の内(第三)707	460-0002		事務所名称、 事務所所在地
	行政書士いろは事務所				
中央	村下 郁澄	名古屋市千種区仲田二丁目19番18号 マノアールナカタ601号室	464-0074	052-990-1539	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士ベガサス合同事務所				
中央	坂井 久世	名古屋市千種区猪高町大字猪子石字猪々道 96番地5 アロスビル3A	464-0012	052-990-1622	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	吉村 晋				単位会変更(岐阜会へ)
中央	小泉 友			052-209-5547	事務所電話番号
西北	内川 近保	名古屋市西区浅間二丁目6番10号	451-0035		事務所所在地
西北	内山 知則				事務所名称
	創経行政書士法人				
名古屋	成瀬 大三郎	名古屋市中川区細米町2丁目70 パークサイドグロリア501号	454-0847	052-854-6374	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	北河 治			052-485-5575	事務所電話番号
名古屋	板谷 美希			052-454-3250	事務所電話番号
昭和	前島 昭	名古屋市昭和区滝子通4丁目11番地 (アーバンラフレ滝子602号)	466-0055		事務所所在地
昭和	野口 卓志	名古屋市昭和区桜山町2丁目48番地の1 (ジュネコキアージュ桜山504号)	466-0044		事務所所在地
名南	加藤 一郎	名古屋市緑区池上台一丁目195番地	458-0044		事務所所在地
名南	鈴木 志穂	名古屋市瑞穂区大喜町3丁目8番地	467-0822		事務所所在地
名南	鬼頭 耕平			052-228-0558	事務所電話番号
名南	塚田 貴士			080-6909-3150	事務所電話番号
東名	丸田 浩一	長久手市早稲田27番地9	480-1328	0561-69-1529	事務所所在地、 事務所電話番号
東名	近藤 裕介	瀬戸市みずの坂4丁目7番地の4	489-0909	090-7680-0454	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	コンドウ行政書士事務所				

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
尾張	榊原 陽子	春日井市瑞穂通八丁目2番地2 アビタシオン瑞穂408号室	486-0845	090-4467-6810	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	かわもと行政書士法人				
尾張	川本 弘基	春日井市瑞穂通八丁目2番地2 アビタシオン瑞穂408号室	486-0845	090-4467-6810	単位会変更(大阪会より)
	かわもと行政書士法人				
尾北	林本 文紀	江南市勝佐町地光堂18番地103号	483-8037		事務所所在地
尾北	宮城 文彦			050-6864-7844	事務所電話番号
一宮	高松 聡子	一宮市栄一丁目11番16号 マースビル502号室	491-0858	0586-26-1180	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人中村事務所 一宮オフィス				
岡崎	松井 太				事務所名称
	グラティア行政書士法人 岡崎オフィス				
岡崎	神谷 充洋	岡崎市大門4丁目22番地2	444-2135	0564-73-2257	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士神谷充洋事務所				
岡崎	松井 寛人				事務所名称
	グラティア行政書士法人 岡崎オフィス				
豊田	光岡 隆之				事務所名称
	グラティア行政書士法人 みよしオフィス				
西尾	杉浦 昌敏			0563-75-5019	事務所電話番号
碧海	藤本 浩志	安城市里町壱斗山77番地7	446-0001	0566-45-6503	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	ふじ行政書士事務所				
東三	竹内 誠				事務所名称
	行政書士法人あけぼの 豊橋西事務所				
東三	渥美 佳奈	豊橋市富本町字国隠20番地4 ロイヤルマンション豊橋南101	441-8064	0532-22-8525	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	しんいち行政書士事務所				

ご逝去会員のお知らせ

中 央 支 部	太 田 賢 治 会 員	令和2年2月27日ご逝去	(享年71歳)
名古屋支部	松 下 豊 子 会 員	令和2年8月25日ご逝去	(享年40歳)
尾 張 支 部	田 中 美 明 会 員	令和2年11月4日ご逝去	(享年87歳)
岡 崎 支 部	加 藤 勇 作 会 員	令和2年11月20日ご逝去	(享年75歳)
碧 海 支 部	稲 垣 節 江 会 員	令和2年10月22日ご逝去	(享年83歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
会長 前 田 望

70周年記念

5年間の各支部の記録



祝！70周年記念事業の実施にあたり ～先見を行け、信頼される街の法律家として～



行政書士制度70周年
記念事業実行委員会

委員長 市川 雅 敏

制度誕生から70周年を迎え、晴れて私たち愛知会の会員数も三千を超える全国屈指の単位会となりました。これも会員皆様方をはじめ、会務を支えてきた歴代会長、役員の方々やサポートしてくださる事務局職員皆のご苦勞とご努力あってのものと、心より感謝を申し上げます。

皆様ご承知のとおり、今なおコロナ禍の真っ只中であり、本周年事業も大きく縮小したものとなりましたが、このような時こそ我々行政書士ひとりひとりが、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁榮進歩に貢献する気持ちを持たなければなりません。

今後とも幾久しく、希望に満ちた行政書士業にまい進されますことを切に願います。

尚、本記念事業として、以下事業に取り組んで参りましたので是非ご覧ください。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 1、記念式典（来賓祝辞、感謝状贈呈など）
- 2、会報周年特集に向けた17支部5年間の成長記録の掲載
- 3、総合文化展開催（絵画・書道・写真・俳句など会員より広く募集）と表彰
- 4、全会員への記念品（ユキマサくん印判入り煎餅）送付

年度別会員数（総会資料より）

年 度	個 人	法 人
平成23年度	2,614	15
平成24年度	2,664	15
平成25年度	2,704	18
平成26年度	2,752	17
平成27年度	2,823	23
平成28年度	2,891	28
平成29年度	2,937	35
平成30年度	2,995	39
令和元年度	3,052	48
令和2年度(12/1)	3,121	53

本会役員の変遷

平成23年 ・ 平成24年	会 長	山田 高嗣
	副 会 長	西川 剛史
	副 会 長	竹内 誠
	副 会 長	前田 望
	副 会 長	棚野 公明
	副 会 長	久野 真技
	常務理事	西堀 俊徳
	常務理事	野田 悦子
	常務理事	入山 太郎
	常務理事	鍋田 建治
	常務理事	蟹江 公明
	常務理事	浅井 洋和
	常務理事	須崎 俊行
	常務理事	川村 浩史
	常務理事	大内田省吾
	常務理事	仙石 秀久

平成25年 ・ 平成26年	会 長	山田 高嗣
	副 会 長	西堀 俊徳
	副 会 長	久野 真技
	副 会 長	前田 望
	副 会 長	棚野 公明
	副 会 長	西川 剛史
	常務理事	蟹江 公明
	常務理事	野田 悦子
	常務理事	子安 幸代
	常務理事	鍋田 建治
	常務理事	吉川 明宏
	常務理事	浅井 洋和
	常務理事	須崎 俊行
	常務理事	外園 薫
	常務理事	大内田省吾
	常務理事	仙石 秀久

平成27年 ・ 平成28年	会 長	山田 高嗣
	副 会 長	西堀 俊徳
	副 会 長	久野 真技
	副 会 長	仙石 秀久
	副 会 長	鍋田 建治
	副 会 長	西川 剛史
	常務理事	浅井 洋和
	常務理事	蟹江 公明
	常務理事	野田 悦子
	常務理事	富永 雅夫
	常務理事	子安 幸代
	常務理事	早川 忠
	常務理事	須崎 俊行
	常務理事	権田 泰一
	常務理事	大内田省吾
	常務理事	吉川 明宏

平成29年 ・ 平成30年	会 長	前田 望
	副 会 長	竹田 勲
	副 会 長	野田 悦子
	副 会 長	仙石 秀久
	副 会 長	蟹江 公明
	副 会 長	長瀬紀美子
	常務理事	市川 雅敏
	常務理事	柴田 愛
	常務理事	川村 浩史
	常務理事	子安 幸代
	常務理事	伊代田誠二 (H30.6.27付退会)
	常務理事	早川 忠
	常務理事	須崎 俊行
	常務理事	小柳津えみ
	常務理事	本多 証一
	常務理事	内藤 祐滋

令和元年 ・ 令和2年	会 長	前田 望
	副 会 長	市川 雅敏
	副 会 長	子安 幸代
	副 会 長	小柳津えみ
	副 会 長	西堀 俊徳
	副 会 長	長瀬紀美子
	常務理事	岩井 実
	常務理事	柴田 愛
	常務理事	伊藤 直仁
	常務理事	渡邊 邦彦
	常務理事	米村 篤史
	常務理事	早川 忠
	常務理事	須崎 俊行
	常務理事	田澤 満
	常務理事	矢澤あや子
	常務理事	黒澤 淳

行政書士制度
70周年

中央支部

支部長 中村 美帆子



行政書士制度70周年を迎えるにあたりまして、支部活動の紹介をさせていただきます。

中央支部は、千種区、中区、名東区、東区からなり、現在の会員数は約490名です。愛知県で一番大きな支部であり、ベテランの会員から若手の会員まで幅広い分野で活躍されています。

【年間支部行事】

5月支部総会

支部運営の方向性を決定する、一番大事な行事になりますので、会員の皆様にはぜひご出席くださいますようお願い致します。

7月暑気払い

会員相互の親睦を図りながら美味しくビールを飲みつつ、文字通り暑気を払う行事になります。

10月支部旅行

日帰りバス旅行で京都、奈良、静岡、三重など毎年色々な所へ行っています。

名所を観光した後、豪華な昼食で宴会をし、たくさんお土産を買い帰路につきます。

1月新年会

支部行事の中でも参加される会員が一番多く華やかな会になります。名古屋でも人気の料亭やフレンチなど毎年趣向を凝らしたお店で行っています。

その他にも不定期で「専門分野の先生をお招きしでの交流会」を行いました。令和元年度には久しぶりに復活をした「ゴルフコンペ」と「3支部合同ボーリング大会」を行いました。支部合同での行事は初の試みでしたが、支部の垣根を越えて交流ができました。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、支部総会のみ開催をさせていただき、その他の行事は中止といたしました。このような事態になるのは私が入会して10年以上になりますが初めてのことで、支部行事で会員の皆様とお会いできないことを個人的にとってもさみしく思っています。また、特に新入

会員の方にとって、このような交流の場がないことは業務にも少なからず影響があると思いますので、早く元のように支部行事ができることを願っています。

【研修会】

平成28年度

建設環境業務部会

「建設業法改正についての疑問を解決しよう」

他 2 件

運輸交通業務部会

「自動車保有関係手続OSSと行政書士」 他 1 件

国際私法業務部会

「在留資格『経営・管理』申請の実務について」

他 2 件

土地利用業務部会

「土地利用業務におけるの事前相談について」

他 1 件

法人経營業務部会

「深夜酒類提供飲食店営業の届出と実務について
特定遊興飲食店営業許可の実情等について」

他 2 件

国際私法・土地利用業務部会合同研修会

「行政書士がする相続財産整理業務」

支部研修会

「行政書士にとっての行政法

行政不服審査法の問題解答練習」 他 1 件

平成29年度

建設環境業務部会

「建設業会計の基礎知識と経営状況分析 8 指標について」 他 2 件

運輸交通業務部会

「初心者のための車庫・登録・封印業務の体験談
紹介と封印業務の勧め」 他 1 件

国際私法業務部会

「消費者契約法と特定商取引法について」

他 1 件

土地利用業務部会
「開発行為許可とその周辺法令について」 他1件

法人経營業務部会
「生活安全課に係る許可申請（風俗営業許可等）の窓口での適正な手続きについて」 他2件

支部研修会
「支部全体行事等の紹介
各業務部会の業務紹介、活動内容
業務倫理と行政書士法及び愛知県行政書士会規則について」 他1件

平成30年度

建設環境業務部会
「産業廃棄物処理業について」 他2件

運輸交通業務部会
「初学者のための道路使用・道路占用と出張封印の改正ポイント」

国際私法業務部会
「在留資格認定証明書交付申請について」 他1件

土地利用業務部会
「市街化調整区域の建物の建築」 他1件

法人経營業務部会
「風俗営業許可申請における注意事項及び5号営業に係る解釈基準の改正について
風俗営業許可申請実務（5号営業を中心として）」 他2件

支部研修会
「ドローン等の飛行許可・承認申請」 他2件

令和元年度

建設環境業務部会
「解体工事業の経過措置終了に伴う変更点
事業年度終了届出書作成についての疑問点」 他3件

運輸交通業務部会
「初学者のための自動車登録と実務演習」 他1件

国際私法業務部会
「相続業務における他士業との連携、行政書士が気を付けるべき業際問題
今後注目される相続関連業務
相続税調査の現場」 他1件

土地利用業務部会
「分家住宅、徹底解説

都市計画法についてわからないこと」 他1件
（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

法人経營業務部会
「図面作成における基礎知識（CAD操作を含む）」 他1件
（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

支部研修会
「成年後見制度にかかる相談の実務をロールプレイで学ぶ」 他3件
（内1件新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止）

5支部合同研修会
「地域事情に則した都市計画法手続手法と留意点」

令和2年度（令和2年11月25日現在）

建設環境業務部会
「建設業法等改正のポイント」

運輸交通業務部会
「一般貨物自動車運送事業の許可手続き」

国際私法業務部会
「自筆証書遺言書保管制度について」

土地利用業務部会
「生産緑地の今後の動向・問題点」（予定）

法人経營業務部会
「改正健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策について」（予定）

以上が過去5年間の研修会の開催状況になります。令和2年2月の研修会からしばらくは新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会は中止とさせていただきます。その後、令和2年7月から情勢を踏まえ、ライブ配信を取り入れた研修会を再開いたしました。このような状況ですが、業務への研鑽のため、なるべく多くの研修会を企画運営して参ります。

また、毎月一回名東区役所にて地域の皆様への社会貢献事業の一環として無料相談会を行っています。徐々に認知度も上がり、毎回いろいろなお悩みを抱えた相談者の方がいらっしゃいます。行政書士としての知識に基づきしっかりと解決に向けて相談者の方と向き合います。

行政書士制度70周年を迎えるにあたりまして、行政書士制度をこれまで守り続け発展させてくださった諸先輩方に感謝を忘れず、支部活動を通じて今後も行政書士制度のために微力ながら貢献していきたいと思います。

行政書士制度
70周年

西北支部

支部長 吉川 明宏



愛知県行政書士会西北支部は、平成13年7月30日に西支部と北支部が合併して誕生しました。令和2年度で設立20周年を迎えています。その間、5人の支部長を輩出してきました。

西北支部は、名古屋市北区・名古屋市西区・北名古屋市・清須市・豊山町と名古屋市北西部とそれに隣接する市町で構成されています。現在190人を超える会員が所属しており、会員数は10年前と比較して50人ほど増加しています。

濃尾平野のほぼ中央付近に位置する西北支部は、比較的平坦な地形が続きます。庄内川、新川、堀川など水辺環境の豊かな土地です。交通網は発達し、JRや名鉄、名古屋市営地下鉄をはじめ、国道22号や302号などで行き来しやすい場所でもあります。

西北支部では、行政書士制度広報月間中に「北区民祭り」にブースを出展させていただき、地域住民の方に行政書士制度をアピールしつつ、将来の行政書士の利用者とならん地域の子供たちと交流を図っています。他にも、名古屋市西区役所・北区役所、清須市、北名古屋市でも無料相談会を開催してきました。

平成26年度からは、名古屋市西区役所の協力を得て毎月1回、平成27年度からは名古屋市北区役所の協力を得て隔月1回の無料相談会を各区役所の相談室にて開催してきました。市民の皆様からもおおむね好評をいただいているようです。今年度からは、各区役所とも隔月の開催に変更となりましたが、定期的に無料相談会を開催することで各役所との連携も保てるため、年間12回の相談会は今後も引き続き開催していきたいと考えています。

2027年には、リニア中央新幹線の開業が予定されています。西区に隣接する名古屋駅も大きく変貌を遂げていくことになるでしょう。東京や大阪から来る行政書士も増え、業務の流動化はいかようにも止められないと思います。行政書士法人の名古屋事務所設置も今後多くなるのではないのでしょうか。会員数が増えるということのみでは良いことであると思いますが、支部会員同士の交流はますます希薄

になり、支部の運営は難しくなっていくのかもしれませんが。

新型コロナウイルス感染症の流行といった予想外の事態に直面し、行政書士としての仕事の在り方を考えさせられることも多くありました。電子申請の本格的な活用など、急速に変わろうとするこの転換期は、行政書士として新たな業務が生まれるきっかけでもあります。行政書士を広く認知していただき、業務の拡大に繋がっていけばと期待しています。そのために支部という組織がいかに役に立てるのかわかりません。旧態依然とした組織ならその役目がもはや必要とされることはないでしょう。時流の流れを上手く捉え、社会の変化とともに生まれ変わっていくことが、必要とされ続ける組織には不可欠なことなのかもしれません。とても大変なことでしょうが、75周年、80周年と支部長の寄稿が続くよう、6人目、7人目の支部長には頑張ってくださいと思います。

好機を逃すことなく、今後も行政書士という仕事が発展し続けていけるよう微力ながら支部に尽くして参りたいと思います。



北区民まつり



行政書士制度
70周年

名古屋支部

支部長 渡辺 尚美



行政書士制度70周年を迎えるにあたり65周年からの5年間の支部活動を振り返り名古屋支部を紹介いたします。

名古屋支部は平成13年の行政書士制度50周年と同年に、中川支部と中村支部が合併して誕生しました。今年で20年を迎えます。会員数は約225名となり、行政書士法人は17事務所の登録があります。名駅周辺の大規模な再開発と2025年リニア中央新幹線計画が進行中で、日々変わりゆく名古屋駅前の発展と共に今後も会員数は伸びていくと思われます。

地域に寄り添う「身近な街の法律家」として中村生涯学習センターにて毎月第3火曜日に無料相談会を開催しています。

名古屋市の広報誌「広報なごや」に掲載していただいていること、地下鉄中村公園駅ホーム欄に広告を出した効果でしょうか、相談件数が確実に増えてまいりました。相談は様々ですが、真摯に耳を傾け、必要であれば他士業の相談先を案内するなど、お困りごとに遭遇した際に真っ先に思い浮かべてもらえるような存在を目指して活動しています。

研修会では、支部の単位だからこそ企画できるような内容を目指し、各分野の著名な講師を全国から招き専門家ならではの興味深い講義を開催しています。SNSの発達した時代を反映して、関東・関西・九州などから名古屋支部の研修会に参加される行政書士がいらして、全国の行政書士との交流が生まれた事は思いがけない喜びでした。

新しい生活様式の浸透により私たち行政書士も変わってゆく必要があります。名古屋支部では、時代の変遷の真ただ中でさらに知恵とナレッジを高め、市民や企業の信頼を強固にできるよう支部会員間の交流を深め、切磋琢磨して行きたいと思います。

平成28年度役員

支部長 牧野 昌浩
副支部長 今田 泰久 松井 由香 竹内 弘幸
長谷川 圭
会計 鬼頭 誠

【研修会】「国際業務分野の事例検証」
「申請業務における決算書の読み方」
「相続の生前対策と税務調査対策」
「相続にまつわるドラマあれこれ」
「特定信書便事業許可申請」

【研修旅行】

水辺から名古屋の春を感じる堀川貸切船クルーズ

平成29年度・平成30年度役員

支部長 牧野 昌浩
副支部長 長谷川 圭 今田 泰久
松田 奈津子 渡辺 尚美
会計 鬼頭 誠

平成29年度

【研修会】「建設業許可の基礎知識」
「ゼロからわかる土地申請」
「特殊車両通行許可申請手続き」
「名古屋入国管理局中部空港支局見学」
…中部国際空港セントレア空港における外国人の出入国審査施設見学
「遺言執行手続きについて」

【研修旅行】

山田安政先生総務大臣表彰祝賀旅行～天竜浜名湖鉄道貸切列車の旅

平成30年度

【研修会】「AI時代のマーケティング戦略」
「セミナー講師への道」
「運送業許可申請」
「本当はこれが知りたかった！入管業務の始め方・続け方」…名古屋支部の中堅会員をパネリストに對話形式全員参加型の研修

【研修旅行】

三河湾をひとまたぎ、漁師料理とあつみいちご狩り

令和元年度・令和2年度役員

支部長 渡辺 尚美
副支部長 牧野 昌浩 今田 泰久 鬼頭 誠
中村 修一
会計 松田 奈津子

令和元年度

【研修会】「都計法手続手法と留意点」…5支部合同開催
「建設業で成長する取組事例」
「私が行政書士として生きる理由」

【研修旅行】

航空自衛隊小牧基地・岐阜基地見学

残念ながら令和2年度の活動は新型コロナウイルス感染症予防の観点から自粛しております。

一日も早く収束することを心より願います。

行政書士制度
70周年

昭和支部

支部長 千田 久人



「つながる行政書士」というのが昭和支部の理念です。①「会員同士がつながる」②「他の専門法律家とつながる」③「地域とつながる」を柱としています。中でもこの5年間で力を入れて推進できたのは、「会員同士がつながる」と「地域とつながる」です。

1. 会員同士の交流

5年前の昭和支部の会員数は150名あまりでしたが、現在は180名までになりました。この5年間の増加のしかたは、昭和支部としてはこれまでになかったことです。また、新入会員の年齢もかなり若返っている印象があります。若くてやる気に満ちた会員がどんどん増えたことは昭和支部の活性化につながり、また行政書士会全体の発展につながっていると思います。ですが、そんな夢と希望をいだいて行政書士としての第一歩を踏み出しても、なかなか業務を受託することができず、行政書士だけで生計をたてることができなかつたり、たとえ仕事の依頼があっても仕事の仕方が分からなかつたりと、次の一歩が踏み出せない会員が多くみえます。そんな新人のサポートをしようと、入会5年以下の会員を対象とした「入会5年以下の会」を立ち上げ、初心者向けの勉強会や懇親会を開催し、新しい会員同士が交流しやすい環境を提供しています。また、時にはベテランの先生に経験談などをお話しいただいて、不安を取り除いてあげられればと考えています。まだ数回の開催にとどまっていますが、そんな考えのもと、開業したての会員の皆さんが行政書士として一本立ちしていけるよう、少しでも手助けが出来れば良いと考えています。

次に、年に一度の地区別懇談会という昼食会の開催です。これは、定時総会などの大人数の場所では、なかなかざっくばらんな意見や要望が言いだしにくいということから、昭和区地区、天白区地区、日進・東郷地区の各地区の募集した希望者でランチをしながら、会員の話に耳を傾ける取り組みです。お酒はないですが、少人数ということもあり、本音のお話

しが聞けるいい機会になっています。ここで出された意見や要望は、支部運営の計画を立てる上でも非常に役立っています。

その他の行事は、毎年恒例の支部親睦旅行と忘年会です。今年度は新型コロナウイルスの影響で、全て中止になってしまい、とても残念ですが、いつも会員の皆さんが楽しみにしている行事です。旅行は一泊旅行と日帰り旅行を一年おきに開催しています。旅行の参加者はどちらも20名程度で、毎回楽しいひとときをすごしてリフレッシュして帰ってきます。忘年会は毎年50名程度の参加者で、この何年かは会場を和食から洋食、中華と幅広いジャンルのお店で開催しています。おおむね好評なので、今後も新しいものを取り入れて出来るだけ多くの幅広い会員の参加を促せればと思います。

地区は、昭和区、天白区、日進市・東郷町の3つ地域に分けて、数名の地区幹事をおいています。地区幹事のおもな仕事は、会報やポスターの配布です。以前は配布物は全て郵送にしていたのですが、新しい会員が直接手渡しで配ることで、多くの会員とつながりが持てて良いという意見もいただいたこともあり、できるだけ新しい会員にお願いしています。また、普段支部の行事に出てこれない会員の近況が分かることもあるので、支部の運営にも役立っています。今後は災害時の連絡員としての役割も担っていただければと考えています。

2. 地域社会との交流

支部の無料相談会は、地域社会と身近な交流ができる機会であり、行政書士制度発展のための広報の一翼を担っているものだと考えています。昭和支部では平成25年までは、広報月間の10月に日進市役所と東郷町役場においてのみ無料相談会を開催し、相談員は主に役員が担っていました。平成26年から日進市役所で毎月1回の定例開催を実現することができました。それまでの年1回の開催に比べ、相談員の人員を大幅に増やさなければならぬことや、各相談員のスキルアップが求められることから、市民

法務研究会を立ち上げました。これは2ヶ月に1度開催しています。この研究会では、実際に相談員として相談を受けた先生が出席して、相談内容とそれに対して考えた回答を発表して、他の会員とディスカッションを行い互いのスキルアップにつなげています。

翌年からは、天白区役所で毎月開催の年6回、その後、東郷町役場、昭和区役所でも年3回の開催が実現しました。現在では相談員として30名以上の先生方に登録いただき、相談員を務めていただいています。日進市役所においては毎月開催にもかかわらず、キャンセル待ちが出るほどの盛況ぶりです。役所からは相談回数を増やしてほしいと要望がでるほどです。現在は相続・遺言についての相談に特化していますが、今後は許認可関係等の企業法務や外国人労働者の増加をうけての国際業務の相談会も開催できるよう、人材育成に取り組んでいきたいと考えています。このため、昨年度から企業法務研究会を立ち上げ、企業法務関係の業務を目指す会員のレベルアップと相談員の育成に取り組んでいます。毎回多くの会員の出席があり、みなさんの関心の高さを感じていますので、こちらこそ是非軌道にのせたいところです。このような無料相談会を通じて市区町民の方たちと接することは、行政書士の存在をPRし、認知度を高めることができ、認知度があがれば行政書士業務の拡大にもつながると考えています。

平成29年6月に日進市及び東郷町と昭和支部の間で「防災協定」が締結されました。また、その年の8月には天白区及び昭和区と昭和支部の間で「防災協定締結の覚書」が交わされました。これにより、災害時には行政書士として、市区町の行政の手続きの手助けをすることとなりました。実際に何ができるのか分かりませんが、行政書士が少しでも地域社会に貢献できるよう、体制作りをしているところです。そしてこれをきっかけに、東郷町の防災訓練に昭和支部として参加し、訓練会場に昭和支部のブースを出しています。昨年の訓練では、大規模災害がおきて、被害にあったときどうすればいいかや、罹災証明の書き方、また提出に必要な物のリスト等を掲示したところ、多くの町民が集まってきた真剣に質問をされていました。このような機会に地域の人達と接する事が出来、一般の方たちが何を求めているかがよく分かり、非常に有意義な経験でした。また、天白区の防災訓練の時には緊急時伝達訓練への参加をしています。このような地域とのつながりや、役所とのかかわりを強めることで、

行政書士についての理解を深めることにつながっていけば良いと思っています。

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、ほとんどの行事が開催できませんでした。オンラインを使った研究会や地区別懇談会などは実施しましたが、早くこれが終息してオンラインではなく会員の皆さんとお目にかかれることを願っています。今後ともつながる行政書士の理念をもって、昭和支部と愛知県行政書士会の発展の一助となるよう、支部運営を行っていききたいと思います。

最後になりましたが、行政書士制度70周年を迎えるにあたり、心よりお慶び申し上げます。

今後もますますの発展を祈念しております。



支部旅行



東郷町防災訓練



日進市との防災協定締結式

行政書士制度
70周年

名南支部

支部長 石川 光男



平成28年度 自 平成28年4月1日～至 平成29年3月31日

支部長	石川 光男	会員数	212名
支部総会	平成29年5月22日 サイプレスガーデンホテル		
総収入金額	金 8,096,014円	総支出金額	金 4,379,968円
支部研修会 合計12回	『信託活用の最前線に迫る～信託の相談・活用事例紹介』講師：河合 保弘 『行政書士の新たな業務－民事信託』講師：河合 保弘 『「信託の活用」と事業承継・相続との係わり』講師：石川 光男 『農地転用許可について』講師：山本 篤 『民事信託と実践の方法』講師：石川 光男 『外国人の雇用について（在留カードの見方など）』講師：川津 聖司 『行政書士業務の概要と実務のポイントについて』講師：名南支部会員6名 石川 光男、山本 篤、鰐部 伸一、中島 光利、安江 正司、川津 聖司 『相続手続き－岡崎市での実践例』講師：磯村 修司・堀 己喜男 『遺言書・遺言執行者について』講師：秋江 みほ 『行政書士業務の民事信託契約とは（様々な人間関係の解決法）』講師：青山 誠 『中小企業の事業承継（第2の遺言－戦略的定款）』講師：牧口 晴一（DVD） 『建設業経営審査の経営分析』（経営数字の見方・考え方について）講師：石川 光男		
無料相談会 合計16回	パロー瑞穂店、徳重地区会館、豊明市役所、南区役所、緑区役所、熱田区役所、瑞穂区役所		
その他	役員会（2回） 支部研修旅行（伊勢・志摩方面 12月3～4日）		

平成29年度 自 平成29年4月1日～至 平成30年3月31日

支部長	石川 光男	会員数	211名
支部総会	平成30年5月21日 サイプレスガーデンホテル		
総収入金額	金 8,297,280円	総支出金額	金 4,651,029円
支部研修会 合計12回	『落とし穴に注意』講師：竹内 豊 『遺言・信託・相続手続きなどの相続ビジネス』講師：石川 光男 『公正証書遺言セミナーの仕方』講師：鰐部 伸一 『民事信託と事業承継』講師：石川 光男 『法定相続情報証明制度 相続関係図の書き方』講師：河野 健治 『遺産分割のやり方各種税金』講師：秋江 みほ 『わけあり相続手続 現物資料でよく分かるスムーズに進めるコツ』講師：竹内 豊 『AI時代でも稼げる経営コンサル業務入口編』講師：松本 光輝 『外国人の雇用における入管手続きの注意点』講師：川津 聖司 『行政書士業務のための確定申告・消費税について』講師：鰐部 伸一 『トラブル相続、わけあり実例あれこれ報告!!』講師：平野 由梨 『笑う体操×ヨガの呼吸法（腹式呼吸で健康長寿）』講師：西垣 裕里		
無料相談会 合計16回	パロー瑞穂店、徳重地区会館、豊明市役所、南区役所、緑区役所、熱田区役所、瑞穂区役所		
その他	役員会（2回） 支部研修旅行（南紀州方面 10月22～23日）		

70周年記念 5年間の各支部の記録

平成30年度 自 平成30年4月1日～至 平成31年3月31日

支 部 長	石川 光男	会 員 数	213名
支 部 総 会	令和元年5月20日 サイプレスガーデンホテル		
総収入金額	金 8,276,984円	総支出金額	金 4,428,105円
支部研修会 合 計 14 回	『総括コンサルタント勉強会』講師：石川 光男 『遺言書、相続対策としての提案』講師：石川 光男 『新入会員及び他分野への業務拡大ガイダンスセミナー』講師：名南支部会員5名 鰐部 伸一、川津 聖司、石川 光男、山本 篤、中島 光利 『小さな企業のための「人」育てる人事制度入門編』講師：蓮室 光雄 『民事信託の実践と提案方法』講師：石川 光男 『建設業許可申請について』講師：荻原 隆仁 『相続業務と並行して行う不動産実務業務』講師：石川 真樹 『行政書士として知っておきたいハラスメントの対策について』講師：飛田 あゆみ 『民事信託ふりかえり研修』（DVD研修） 『銀行融資成功の交渉術』（DVD研修） 『民法の相続関係改正概要と実務ポイント』講師：水野 秀志 『争族事例あれこれと解決策』講師：山口 統平 『法定相続情報証明制度について』講師：鈴木 孝一 『行政書士の相続にとって必須な税務知識』講師：高橋 秀次		
無料相談会 合 計 16 回	バロー瑞穂店、徳重地区会館、豊明市役所、南区役所、緑区役所、熱田区役所 瑞穂区役所		
そ の 他	役員会（3回） 支部研修旅行（淡路方面 10月28日～29日）		

令和元年度 自 平成31年4月1日～至 令和2年3月31日

支 部 長	石川 光男	会 員 数	213名
支部総会	令和2年5月18日（コロナで中止）書面審議		
総収入金額	金 8,790,813円	総支出金額	金 4,697,384円
支部研修会 合 計 11 回	『相続手続きで必要な事実上の知識』講師：鈴木 直幸 『産業廃棄物処理業について』講師：早川 忠 『遺産分割体験ゲーム』講師：北川 宗一郎 『建設業許可申請の経営審査の評点UP法』講師：服部 正雄 『日経新聞の読み方出前講座』講師：高柳 利徳 『行政書士にとっての遺言、後見、家族信託など』講師：福田 隆彦 『想いが通じる遺言書の書き方』講師：石川 光男 『行政書士の新分野業務』講師：竹田 勲 『実践としての家族信託』講師：鈴木 直幸 『中小企業へ健康経営の導入効果について』講師：西村 哲男、伊藤 敦史 『建設業許可申請について』講師：早川 忠		
無料相談会 合 計 16 回	バロー瑞穂店、徳重地区会館、豊明市役所、南区役所、緑区役所、熱田区役所 瑞穂区役所		
そ の 他	役員会（4回） 支部研修会（福井方面 10月14日～15日）		

令和2年度 自 令和2年4月1日～至 令和3年3月31日

支 部 長	石川 光男	会 員 数	213名
支 部 総 会	未定		
総収入金額	未定	総支出金額	未定
支部研修会 合 計 8 回	『新たな業務としての入管手続きについて』 講師：川津 聖司 『新しい遺言書はどう変わったのか?』 講師：石川 光男 『コロナ禍後の行政書士（士業）のあり方を問う!』 講師：野村 有魅 『決算書の見方で顧客の強みと弱みを把握!』 講師：石川 光男 『行政書士にとっての「人とのかわりかた」』 講師：山嶋 紀之 『中小企業の経営力強化を支援する助成金・補助金』 講師：森 繁太郎・山嶋 紀之 『建設業会計・財務諸表作成から許可申請・経審まで』 講師：荻原 隆仁 『職場改善コンサルタント養成講座』 講師：蓮室 光雄		
無料相談会 合 計 11 回	バロー瑞穂店、徳重地区会館、豊明市役所、南区役所、緑区役所、熱田区役所 瑞穂区役所		
そ の 他	役員会（3回） 支部研修会（京都方面 10月11日～12日）		

行政書士制度
70周年

東名支部

支部長 相馬 保宏



東名支部は、瀬戸市、尾張旭市、長久手市、名古屋市守山区の4地区で構成されており、所属会員数は令和2年8月1日現在で139名になります。

この5年間の支部活動での大きな成果は、支部主催の無料相談会を各地区で開催し始めたことです。それまでの無料相談会では、なかなか相談が集まらなかったのですが、本会のPR月間の無料相談会の

データで、ほとんどの案件が相続がらみだったということをヒントに、相談内容を遺言・相続に関係するものに特化することで、行政書士の無料相談会をより多くの方に認知していただけるようになり、相談件数も増え、大変好評をいただいております。

今後も、頼れる街の法律家として、地域の貢献ができればと考えております。

【東名支部の動向】（敬称略）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
会員数	133	134	132	137	139
支部長	岩永 亨	相馬 保宏	相馬 保宏	相馬 保宏	相馬 保宏
副支部長（庶務）	相馬 保宏	藤島 宏充	藤島 宏充	金林 伸洙	金林 伸洙
副支部長（企画）	成田 憲治	成田 憲治	成田 憲治	小河 英仁	小河 英仁
副支部長（会計）	石川 一志	石川 一志	石川 一志	石川 一志	石川 一志
監事	伊藤 正臣	岩永 亨	岩永 亨	岩永 亨	岩永 亨
監事	奥山 賢二	奥山 賢二	奥山 賢二	藤島 宏充	藤島 宏充
会報委員	金林 伸洙	金林 伸洙	金林 伸洙	服部 弘美	服部 弘美
会報委員（副）	中村 幸司	中村 幸司	中村 幸司	金林 伸洙	金林 伸洙
監察委員	安藤 建志	安藤 建志	安藤 建志	中村 幸司	中村 幸司
綱紀委員	藤島 宏充			安藤 建志	安藤 建志
建設環境部部長	谷口 一直	谷口 一直	谷口 一直	谷口 一直	谷口 一直
同副部長	神谷 昌良	加藤 邦彦	加藤 邦彦	加藤 邦彦	加藤 邦彦
運輸交通部部長	平本 隆二	平本 隆二	平本 隆二	平本 隆二	平本 隆二
同副部長	藤島 宏充	安藤 建志	安藤 建志	安藤 建志	安藤 建志
国際私法部部長	小河 英仁	神谷 昌良	神谷 昌良	神谷 昌良	神谷 昌良
同副部長	佐橋 健一	小河 英仁	小河 英仁	友田 隆士	友田 隆士
土地利用部部長	日比野 慎	日比野 慎	日比野 慎	日比野 慎	日比野 慎
同副部長	西山 広明	西山 広明	西山 広明	西山 広明	西山 広明
法人経営部部長	上鷗瀬 健一	上鷗瀬 健一	上鷗瀬 健一	上鷗瀬 健一	上鷗瀬 健一
同副部長	高橋 満照	高橋 満照	高橋 満照	高橋 満照	高橋 満照
瀬戸地区幹事	犬飼 佳壽子	玉井 徹	玉井 徹	高嶋 俊文	高嶋 俊文
尾張旭地区幹事	川崎 晃	岩倉 毅	岩倉 毅	川崎 晃	川崎 晃
長久手地区幹事	上鷗瀬 健一	上鷗瀬 健一	上鷗瀬 健一	和田 良二	和田 良二
守山地区幹事	藤島 宏充	木村 雅夫	木村 雅夫	門田 千穂	門田 千穂

【開催行事】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会	
5月	支部総会 無料相談会	支部総会 無料相談会	支部総会 無料相談会	支部総会 無料相談会	支部総会 無料相談会
6月	無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会	
7月	無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会
8月	支部暑気払い 無料相談会	支部暑気払い 無料相談会	支部暑気払い 無料相談会	支部暑気払い 無料相談会	
9月	無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会
10月	行政書士会PR活動 支部研修 無料相談会	行政書士会PR活動 支部研修 無料相談会	行政書士会PR活動 支部研修 無料相談会	行政書士会PR活動 支部研修 無料相談会	行政書士会PR活動 無料相談会
11月	支部親睦旅行 支部研修 無料相談会	支部親睦旅行 支部研修 無料相談会	支部親睦旅行 支部研修 無料相談会	支部親睦旅行 支部研修 無料相談会	支部研修 無料相談会
12月	支部研修 無料相談会	支部研修 無料相談会	支部研修 無料相談会	支部研修 無料相談会	無料相談会
1月	支部新年会 支部研修 無料相談会	支部新年会 支部研修 無料相談会	支部新年会 支部研修 無料相談会	支部新年会 支部研修 無料相談会	無料相談会
2月	支部研修 無料相談会	支部研修 無料相談会	支部研修 無料相談会	支部研修 無料相談会	支部研修（予定） 無料相談会
3月	支部研修 無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会	無料相談会

※令和2年度についてはCOVID-19の影響によりほとんどの支部行事を中止した

行政書士制度
70周年

尾張支部

支部長 谷口 正信



尾張支部は、春日井市、小牧市に事務所を構える会員の皆さんで構成されており現在の会員数は約160名です。「尾張支部」は、旧春日井支部、旧小牧支部が平成12年度に合併し設立されました。今年度は尾張支部にとっても設立20周年の節目の年を迎えております。

春日井市は、人口約31万人であり、愛知県6位の大きな市です。交通の面では、JR中央線および国道19号が市を横断しています。中心部には古くからの商店街が広がる一方、東部は高蔵寺ニュータウンをはじめとする大規模団地が開発され、名古屋市のベッドタウンとなっています。

小牧市は、人口約15万人であり、シンボル小牧山は、1563年に織田信長がここに築城し、後に豊臣秀吉が徳川家康と小牧山をめぐる攻防戦を展開した「小牧・長久手の合戦」で歴史にその名をとどめております。交通の面では、名神高速道路・東名高速道路・中央自動車道・名古屋高速道路が接続する陸上交通の要となっており、内陸工業都市の側面も有しております。

両市ともに、製造業、運送業の会社が多く建設業業務、法人設立業務の他、入管業務、運輸関係業務、土地利用業務の需要も多い地域だといえます。また、両市とも人口が多いことから、遺言・相続業務の需要も多く、行政書士として多種多様な業務に精通しておく必要がある地域ともいえます。

このような、尾張支部の地域性を鑑み、尾張支部では地元法人・住民の要望に応えるため市役所と連携し、春日井市では毎月、小牧市では隔月無料相談会を実施しております。

また、10年前は約120名の会員数が上述のとおり現在約160名に大幅に増加していることから、近年では支部会員の能力向上のため多種多様な研修会を開催しております。ただ今年度につきましては、コロナ禍の影響を受け研修会等の支部会員活動は自粛させていただいております。

当支部におきましては、歴代の支部長、諸先輩方が「風通しの良い」支部であるように尽力していた

だいた経緯がございます。このマインドを後世の会員に継承するため、支部として会員相互の情報交換の場を出来るだけ多く提供し、また個々の能力の研鑽の一助としていただければと考えております。

また、地域の皆様にとって頼りになる存在として信頼していただけるよう尾張支部が一丸となり一層の努力をしていく所存でございます。

【尾張支部支部長・副支部長氏名（敬称略）】

	支部長		副支部長（2名）			
平成28年度	内山	克典	松田	伸吾	金子	靖子
平成29年度	内山	克典	谷口	正信	金子	靖子
平成30年度	内山	克典	谷口	正信	金子	靖子
令和元年度	谷口	正信	金子	靖子	鈴木	里佳
令和2年度	谷口	正信	金子	靖子	鈴木	里佳



支部忘年会



支部研修会

行政書士制度
70周年

尾北支部

支部長 佐藤 友泰



尾北支部は、犬山市・江南市・岩倉市・大口町・扶桑町の3市2町により構成されています。

この地域は、「便利な田舎」という表現がぴったり当てはまる所で、名古屋まで電車で15分～30分という通勤圏内にありながらも国宝犬山城を始め、寂光院や曼荼羅寺、桜の名所でしられる五条川等、風光明媚な土地で夏には花火大会や木曽川の鵜飼など観光名所も多くあります。また、大口町にはハイテク産業も多く、大規模工場と田園風景が絶妙なバランスで街の景観を彩っております。道路網も整備されており、最近では他の市町でも工場誘致に力を入れていこうという動きが見られ、この地域のますますの発展が期待されます。

支部の会員数は現在98名。ここ数年は100名前後で推移しており、県内他支部と比較すると、人数的には小規模な支部であると言えます。

支部総会

尾北支部では毎年4月下旬に定時総会を開催しています。開催地は、会員数の多い江南市と犬山市で、交互に開催されています。



31年度総会

総会では、事業報告・決算及び予算の承認・事業計画の承認等が行われ、この5年間では大きな流れの変化もなく無事に開催されております。

また、総会後には懇親会が催され、和気あいあいとした雰囲気の中で会員同士の交流がより深まっています。

支部研修会

例年7月と12月に定例の支部研修会を開催しています。特に12月の研修会は懇親会（忘年会）も兼ねていますので、会員の楽しみの一つにもなっています。

研修項目は、毎年支部役員会で検討し、「業務に役立つ内容であること」を基本方針として決定してい

ますが、令和元年度からは会員個々のスキルアップを図るための研修会も開催いたしました。最近5年間の研修内容は以下の通りです。

- ・指定難病・特定医療費給付制度の概要と申請実務
- ・障害者総合支援法の許可申請業務について
- ・産業廃棄物収集運搬の許可手続きとその留意点
- ・都市計画法に関する留意点・注意点（分家住宅）
- ・建設業許可に関する改正点
- ・都市計画法許可申請において知っておきたい登記事項証明書、公図の見方
- ・法定相続情報証明制度
- ・民事信託について
- ・国際業務の基礎
- ・欲しい結果を手に入れるためのアンガーマネジメント



研修会

この他、近隣支部である一宮支部・尾張支部との協力のもと、互いに支部研修会に関する情報交換を行うことにより、希望する会員には互いの支部に参加できる体制を整えています。

無料相談会

<広報月間>

毎年10月の広報月間には、3市2町の全ての会場で無料相談会を実施しています。広報月間では、各市町の広報に無料相談会の記事を掲載して頂くことはもとより、扶桑町や大口町では広報無線を使った広報活動にもご協力を頂いています。

そのほか、地元紙である「尾北ホームニュース」や岩倉市のタウン誌である「ムーヴ・イット」にも全会場の相談会の案内を掲載して広報月間のPRを大々的に行っています。

<常設相談会>

江南市と犬山市において月に1度の無料相談会を実施しています。

江南市では毎月第2水曜日、犬山市では毎月第4水曜日に無料相談会を開催しています。今年で10年目となるこの相談会は市の広報にも毎月実施案内が掲載され、相談件数も年々増え、確実に定着してきたと自負しております。



相談会風景（江南市）

このような活動は行政書士制度のPRになると同時に、地域に貢献する行政書士として市民に広く認知され、ひいては会員の業務の拡大にも繋がっていくものと確信しております。

研修旅行

会員の親睦を図る目的で毎年秋に支部研修旅行を実施しています。この旅行は支部事業の中でも研修会と並び大きな柱の一つであります。聞くところによると35年程前から毎年実施されているようです。この5年間の実施内容は以下の通りです。

- ・黒部ダム・大町温泉
- ・舞鶴・伊根方面（引揚記念館と天橋立・竹田城下寺町通）
- ・四国・金刀比羅宮方面（しまなみ海道～瀬戸大橋、金刀比羅宮参拝・倉敷散策）
- ・北陸・金沢方面（敦賀赤レンガ倉庫、東尋坊）
- ・令和2年度は中止（コロナ禍のため）

平成30年の四国ツアーでは、本州と四国を結ぶ3つの大橋の内、しまなみ海道と瀬戸大橋の2つを経由したルートはなかなか行けないコースでもあり、大満足の旅行でした。ほぼ毎回、お城や神社仏閣をコースに組み込む支部の旅行は、個人的には大好きな団体旅行の一つであります。



しまなみ海道

その他の取り組み（最近5年間の中で）

＜災害時被災者支援協定書の調印＞

尾北支部管内の3市2町と災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定を締結いたしました。

＜西尾張自由業フォーラム＞

平成25年より西尾張自由業フォーラムを他士業と共同で開催しております。

西尾張地域ということで、行政書士会は一宮支部と尾北支部が参加しています。入会后間もない会員にとっては、士業同士で連携し合えるネットワーク作りという点で、大変有効であると思っています。

近年は懇親会に特化した内容で、気軽に参加できる雰囲気であるため、多くの方に参加していただきたいと思います。士業間の相互理解と親交が深まる絶好の機会であると思っています。

＜各種給付金の相談・申請に関する無料相談会＞

犬山商工会議所からの依頼で、持続化給付金、家賃支援給付金の申請に関する無料相談会を月2回開催しております。毎回予約者で一杯の状況です。終わりに

最近5年間の支部の動きをつらつらとまとめてみました。拙い文章で大変恐縮です。

全世界に広がっている新型コロナウイルスの猛威。本年度はコロナの影響で会議のあり方や仕事の進め方、あるいは支部事業について、今までの常識や方法を見直さざるを得ない大きな転換期となった年であります。今後はその大きな変化に対応していかなければならないでしょう。75周年、80周年へと続く未来に向け走り続けるため、柔軟な発想力としなやかな対応力を併せ持つ優秀な後輩達に期待と夢を託します。



国宝 犬山城

行政書士制度
70周年

一宮支部

支部長 内藤 広子



行政書士法制定70周年を迎えるにあたり、今日までの間、行政書士制度の維持・発展にご尽力いただきました諸先輩方に心より感謝申し上げます。

1) 支部の歴史と活動

一宮支部は、一宮市と稲沢市に事務所を置く会員で構成されており、令和2年11月現在183名が所属しています。

歴代支部長を紹介させていただきます。(敬称略)

不明から昭和40年度	柴垣 庄七
昭和41年度から同51年度	玉田 逸司
昭和52年度から同55年度	平出 章
昭和56年度及び同57年度	小崎 昇
昭和58年度及び同59年度	草田 菊好
昭和60年度及び同61年度	渡辺 武雄
昭和62年度及び同63年度	内藤 憲雄
平成元年度から同10年度	鵜飼 超
平成11年度から同14年度	野々垣 徳幸
平成15年度から同18年度	和田 彌一郎
平成19年度から同22年度	花木 栄一
平成23年度から同26年度	増田 ちづ子
平成27年度から同30年度	平松 里香
令和元年度から現在	内藤 広子

現在の支部運営は、正副支部長、幹事による役員会を中心に支部監事、支部所属本会役員及び支部業務部会長を含めた全体役員会にて事業を執行しています。

支部組織としては総務、研修、親睦、広報、会計の5部門を置き、業務部会は6部会（建設環境部会、運輸交通部会、国際私法部会、土地利用部会、法人経営部会、女性部会）を設置しています。

一宮支部では毎年度12回ほどの業務研修会を開催しており、各部会がそれぞれの専門分野での企画立案を担当しています。その他、支部独自での新入会

員研修会や一般教養研修会を開催し、会員の資質向上に努めています。

親睦事業としては、毎年秋ごろに親睦旅行、1月の賀詞交歓会、全体研修会終了後の茶話会等を開催しています。会員相互の親睦を図り、情報交換の場としても活用されています。特に、登録歴が浅い会員にとっては、ベテラン会員と交流できる良い機会になっています。

広報事業としては、一宮市にて「行政書士による許認可手続き」無料相談会を毎月第3木曜日に開催し、稲沢市にても無料相談会を隔月第3水曜日に開催しています。その他、尾西商工会及び祖父江町商工会では、相談が入り次第、随時対応する仕組みにしています。

また、毎年、イオンモール木曽川にて「行政書士フェア」を開催しています。行政書士業務をPRするとともに無料相談会を行い、多くの方のご相談にお応えしています。

そして、玉堂記念木曽川図書館では支部会員による「行政書士作品展」を開催し、趣向をこらした力作を展示しています。作品展の最終日には無料相談会も行い、身近な街の法律家である行政書士の認知度向上に努めています。



研修会の様子



イオンモール木曽川にて行政書士フェア



広報月間無料相談会



親睦旅行 (R1.10京都)

2) 令和2年度のトピック

令和2年においては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を受け、様々な支部活動の縮小を余儀なくされました。支部総会は懇親会をなくし、少人数・短時間での開催となり、親睦旅行も会員の安全を優先し、やむなく中止としました。行政書士登録をして13年になりますが、このような事態は初めての経験で、計画した支部事業が執行できずに歯がゆい思いでした。

一方で、このコロナ禍における事業者及び市民へのサポートとして、総務省からの協力要請に基づく新たな取組みを行いました。

- ① 新型コロナウイルス感染症特別貸付の相談会
日本政策金融公庫一宮支店にて延べ10日
- ② 新型コロナウイルス感染症関連給付金の相談会
一宮商工会議所にて8月から12月の延べ8日
- ③ 新型コロナウイルス感染症関連給付金の相談会
稲沢商工会議所にて10月から12月の延べ13日
行政手続き及び中小企業支援の専門家である行政書士として、地域の皆様の支援ができましたことを嬉しく思います。

また、一宮支部では支部主催での70周年記念事業を計画しています。「人と街をコネクト！思いをつなぐ行政書士フェスタ」と題して、令和3年2月に、行政や地域住民参加型のイベントを開催する予定です。特別講演あり、劇団コスモスあいちによる寸劇あり、福祉マルシェありの盛りだくさんの内容になっています。併せて、行政書士業務を周知するためのPR動画も制作しています。

この記念事業を成功させるために、1年ほど前から実行委員会を立ち上げ、何度も打合せを行ってきました。自身の業務で忙しい中でも、皆協力的に取り組んでくださり感謝の気持ちでいっぱいです。この事業を通じて市民の方や関係官公署との連携を深め、更には支部会員の結束が強固なものになることを願って支部報告を終わりたいと思います。

行政書士制度
70周年

海部支部

支部長 太田 文安



海部支部 5年間の記録

平成27年度・平成28年度支部役員

支部長 木下 良一

副支部長 岩井 実 太田 文安 浅野 彰彦

監事 村上 昭太 浅井 勝己

〔平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）〕

会員数 90名（平成28年3月31日）

新規登録・転入会員 1名

退会・転出会員 2名

平成28年4月16日海部支部定時総会 於丸河

平成28年5月14日～15日支部研修旅行 那智大社・熊野古道

平成28年9月12日支部研修会「行政書士事務所における戦略的顧客開拓」

平成28年10月8日無料相談所開設 津島市文化会館

平成28年10月15日無料相談所開設 十四山総合福祉センター

平成28年10月22日無料相談所開設 あま市甚目寺総合福祉会館

平成28年12月17日支部親睦研修忘年会「先輩教えて」をテーマにQ & A方式ミニ座談会開催

平成29年2月14日支部研修会「開発許可（都市計画法）と農地転用の話」

平成29年度・平成30年度海部支部役員

支部長 岩井 実

副支部長 山岡 幹雄 平野 幹典 浅野 彰彦

監事 浅井 勝己 木下 良一

〔平成29年度（平成29年4月1日～平成30年3月31日）〕

会員数 89名（平成29年3月31日）

新規登録・転入会員 6名

退会・転出会員 6名

平成29年4月15日海部支部定時総会 於丸河

平成29年8月22日支部研修会「法定相続情報証明制度と相続の実務について」

平成29年10月7日無料相談所開設 津島市文化会館

平成29年10月14日無料相談所開設 十四山総合福祉センター

平成29年10月21日無料相談所開設 あま市甚目寺総合福祉会館

平成29年12月16日支部親睦忘年会 於神戸六甲道・ぎゅんた大名古屋店

平成30年2月21日支部研修会「ドローン等（無人航空機）の飛行許可・承認申請手続きについて」

〔平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）〕

会員数 89名（平成30年3月31日）

新規登録・転入会員 6名

退会・転出会員 6名

平成30年4月21日海部支部定時総会 於丸河

平成30年5月12日支部親睦研修旅行 彦根城・水茎焼陶芸の里など

平成30年8月31日支部研修会「農地転用と開発許可等の実務について」

平成30年10月6日無料相談所開設 津島市文化会館

平成30年10月20日無料相談所開設 十四山総合福祉センター

平成30年10月27日無料相談所開設 あま市甚目寺総合福祉会館

平成30年12月8日支部親睦忘年会 於名駅パール・デルソーレ

平成31年2月26日支部研修会「国際私法の考え方～相続・遺言について～」

平成31年度（令和元年度）・令和2年度海部支部役員

支部長 太田 文安

副支部長 山岡 幹雄 平野 幹典 奥村 元康

監 事 岩井 実 浅野 彰彦

〔平成31年・令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）〕

会員数 89名（平成31年3月31日）

新規登録・転入会員 3名

退会・転出会員 4名

平成31年4月13日海部支部定時総会 於丸河

令和元年5月22日愛西市行政書士無料相談 於八開総合福祉センター

令和元年8月21日支部研修会「初めての入管業務」

令和元年10月3日5支部合同研修会「地域事情に則した都計法手続手法と留意点」

令和元年10月12日無料相談所開設 津島市文化会館

令和元年10月19日無料相談所開設 十四山総合福祉センター

令和元年10月26日無料相談所開設 あま市甚目寺総合福祉会館

令和元年11月27日愛西市行政書士無料相談 於八開総合福祉センター

令和元年12月7日支部親睦忘年会 於クロッシュブラン（名駅）

令和2年2月26日愛西市行政書士無料相談 於愛西市役所

〔令和2年度（令和2年4月1日～）〕

会員数 88名（令和2年3月31日）

新規登録・転入会員 6名

退会・転出会員 2名

（令和2年10月31日現在）

令和2年4月18日海部支部定時総会 於丸河

令和2年10月17日無料相談所開設 津島市文化会館

令和2年10月28日愛西市行政書士無料相談 於愛西市役所

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、すべての行事に関し検討した結果、できる限り最低限の開催に留めた。

行政書士制度
70周年

知多支部

支部長 榊原 延幸



知多支部は知多地域5市5町で構成され、昭和35年に会員数43名で結成されました。昨年60周年を迎えることができ、祝賀会、親睦事業、記念品の配布と記念誌を発行することができました。

知多地域は、歴史も古く、産業も変化してまいりました。工業も拡大の兆しがあり、道路の整備、空港の開設と、それに伴った新しい業種が求められてきています。

会員数も本年201名となり、支部内の研修会も多岐にわたる企画がされており、専門家の育成に努めています。

会員の地域に根ざした活動のお陰で、毎年10月の強調月間では5市5町で無料相談会が開催できています。また、半田市、知多市では毎月の無料相談会を開催し、東海市、武豊町では偶数月の開催をしています。相談者も増える傾向にあり、無料相談会を通して地域の方々に行政書士を広く認知して戴き、業務の拡大に繋がればと期待しています。

近年の支部活動

〔平成27年 深谷義彦支部長 会員数 187名〕

研 修 会 建設業許可申請について

ビジネスにも生かせる手相相談

相続・遺言業務に関する基礎研修

土地利用研修会（基礎編）

建設業法・廃掃法・会社法各法研修会

私法（契約・内容証明等）研修会（基礎編）

入管法・風俗法・成年後見等研修会（基礎編）

無料相談会相談員研修会

仕事を快適にこなすための整膚講座

最新のインタラクティブデジタルコンテンツの紹介（三士会研修会）

講師 愛知工業大学教授 水野 慎士様

農地法等ポイントの解説と質疑応答

講師 愛知県知多農林事務所職員様

成年後見、コスモスの現状、実例、将来のビジョンについて

講師 コスモスあい副支部長 内藤 広子様

親睦研修会 大垣市内・お千保稲荷（三士会）

貴船の川床料理と京都散策

〔平成28年 深谷義彦支部長 会員数 194名〕

研 修 会 三士会親睦研修会 長浜港～竹生島見学

知りたい！経済から読み解く資産アップ術

講師 FP事務所 高木 恵美子様

建設業許可申請及び経営事項審査の改正について

講師 幾世 偉久会員

体のゆがみを改善！いつまでも美しく元気に仕事をするために

講師 竹内 華奈子様

都市計画法の許可基準

講師 愛知県知多建設事務所職員様

経営事項審査における財務諸表作成上の注意点及び建設業会計の基礎知識

講師 一般財団法人建設業情報管理センター職員様

税法からみた事務所経営（三士会）

講師 近藤 敏通会員

親睦研修会 美濃方面 板取川・郡上八幡博覧館等

〔平成29年 榊原延幸支部長 会員数 197名〕

研 修 会 コミュニケーション研修～傾聴で変わる会話力～

国際業務基礎講座その1・2

入管手続業務の実務研修

経審申請書作成における注意点

法定相続情報証明制度について

遺産相続の基礎（戸籍の読み方）

親睦研修会 焼津さかなセンター・大井川鉄道SL・日本平

館山寺方面（三士会）

講師 伊藤 芳子会員

講師 岩田 正光会員

講師 岩田 正光会員

講師 山木 千鶴会員

講師 名古屋法務局半田支局 統括登記官 檜原 宏様

講師 権田 泰一会員

〔平成30年 榊原延幸支部長 会員数 198名〕

研 修 会 行政書士のための社会保険の基礎知識

デザインナンバープレート・一般貨物運送許可

初心者向け風俗営業許可研修

産業廃棄物研修会

入管法改正でわかる入管業務

親睦研修会 親睦ボウリング大会（三士会） 半田グランドボウル

天竜川下り・そばの城・リング狩り（三士会）

講師 幾世 偉久会員

講師 間瀬 洋平会員

講師 河原 宏会員

講師 幾世 偉久会員

講師 岩田 正光会員

〔平成31年・令和元年 榊原延幸支部長 会員数 201名〕

研 修 会 入管法について

民法改正について

委任状の書き方（基本編）

親睦研修会 親睦ボウリング大会 半田グランドボウル（三士会）

60周年記念事業 祝賀会

親睦研修会 伊勢神宮内宮参拝と鳥羽水族館

親睦研修会 比叡山延暦寺・京都大原三千院

講師 岩田 正光会員

講師 弁護士 清水 浩二様

講師 権田 泰一会員

歴代支部長名・会員数（敬称略）

佐野 金一	昭和35年～昭和44年	昭和35年	43名
権田 徳一	昭和45年～昭和48年	昭和45年	89名
大橋 忠雄	昭和49年～昭和55年	昭和50年	106名
		昭和55年	119名
林 ゆい	昭和56年～昭和59年		
荒谷 東洋康	昭和60年～昭和63年	昭和60年	138名
桜井 司	平成元年～平成4年	平成元年	151名（30周年）
浦崎 詔雄	平成5年～平成8年	平成6年	170名
堀江 和正	平成9年～平成12年	平成11年	182名（40周年）
久野 清己	平成13年～平成14年		
水野 博恭	平成15年～平成18年	平成16年	192名
権田 泰一	平成19年～平成22年	平成21年	179名（50周年）
田中 豊生	平成23年～平成24年		
深谷 義彦	平成25年～平成28年	平成26年	186名
榊原 延幸	平成29年～現在	令和元年	201名（60周年）

行政書士制度
70周年

岡崎支部

支部長代行 米村 篤史



岡崎支部は昭和39年に設立され、岡崎市と額田郡幸田町を管轄し、199名（令和2年10月現在）の会員を擁しています。

「身近な街の法律家」として市民に寄り添う士業を目指すひとつの取り組みとして、岡崎支部主催による市民無料相談会を、月1回開催するとともに岡崎市主催の無料相談会にも毎月協力しています。

市民から寄せられる相談は、遺言相続や在留許可など行政書士の主要フィールドのみならず、離婚、隣近所との揉め事などのプライベート面等、その内容は多岐にわたり、市民の話にとことん耳を傾け親身になって解決策を探り、必要に応じて他士業会の相談窓口を引き継ぐなど、「誰に相談したらいいのかわからない」困り事を抱えた市民に真っ先に足を運んでもらえる総合窓口を目指して活動を続けています。

支部活動としては、毎年1月に「新年教養研修会」として各界で活躍する方々を講師に招き、法律分野はもちろん、文化、芸術、防災など、その道の専門家ならではの深い内容の講義を行い参加した支部会員から毎年高い評価を受けています。

建設業や産廃業の許認可など、需要はあるが新人会員には取り組みが難しいと思われる業務について、経験豊富な会員が講師となり業務研修会を随時開催しています。

夏には支部会員懇親旅行会を実施しています。この旅行会は日帰りで行ける範囲で計画していることもあり、遠出は億劫に感じてしまうベテラン会員、仕事に子育てに忙しく時間が取れない中堅会員、初参加で緊張している若手会員など、それぞれが気軽に参加して楽しむことができると喜ばれています。

支部会員は同業の仲間として、また良きライバルとして切磋琢磨し合い、行政書士業務のさらなる発展を目指しております。岡崎支部として、更なる支部会員の発展を目指し様々な面で引き続きバックアップして参ります。

岡崎支部規則第17条による（敬称略）

顧問	岡崎市長	中根 康浩
	衆議院議員	青山 周平
	衆議院議員	重徳 和彦
	愛知県議会議員	中根 義高
	愛知県議会議員	新海 正春
相談役	鍋田 建治	

平成28年～令和2年度 支部役員

平成28年度

支部長	島津 達雄
副支部長	竹田 雅彦
副支部長	鈴木 敬濟
副支部長	小林 幸男

平成29年度

支部長	島津 達雄
副支部長	竹田 雅彦
副支部長	杉浦 達也
副支部長	米村 篤史

平成30年度

支部長	島津 達雄
副支部長	竹田 雅彦
副支部長	杉浦 達也
副支部長	米村 篤史

令和元年度

支部長	竹田 雅彦
副支部長	米村 篤史
副支部長	片桐 政勝
副支部長	増田 尚也

令和2年度

支部長代行	米村 篤史
副支部長	片桐 政勝
副支部長	増田 尚也

行政書士制度
70周年

豊田支部

支部長 勝田 崇



当豊田支部は豊田市とみよし市に事務所を設置している会員により構成されています。豊田市は愛知県のほぼ中央に位置し、県全体の17.8%を占める広大な面積を持つまちです。全国有数の製造品出荷額を誇る「クルマのまち」として知られ、世界をリードするものづくり中枢都市としての顔を持つ一方、市域のおよそ7割を占める豊かな森林、野菜や果物を実らせる田園が広がる、恵み多き緑のまちとしての顔を併せ持っています。一方みよし市は名鉄豊田線や東名高速道路などからの交通の利便性が良いことから自動車関連企業の立地が増加し、平成22年1月4日には市制施行するなど人口の伸び率も常に県内上位と成長著しい市です。

(敬称略)

平成28年度

個人会員140名、法人会員1法人（平成28年4月1日）

支部長 岩崎 智也

副支部長 川村 浩史、小笠原 輝美、勝田 崇

支部研修会 平成28年9月14日 土地利用業務と相続手続き業務の相互作用について

平成28年12月6日 行政書士の事務所運営、業務分野の選択肢について

支部研修旅行 平成28年10月1日 水郷巡り、近江牛

豊田自由業フォーラム 平成28年11月10日

支部総会 平成29年5月19日

平成29年度

個人会員138名、法人会員1法人（平成29年4月1日）

支部長 岩崎 智也

副支部長 川村 浩史、石原 正大、勝田 崇

支部研修会 平成29年9月19日 改正個人情報保護法とプライバシーマークの概要について

平成30年2月2日 女性からの離婚相談の対応事例について

支部研修旅行 平成29年11月18日 世界遺産白川郷、飛騨牛

防災協定締結（豊田市、みよし市） 平成29年9月1日

支部総会 平成30年5月18日

平成30年度

個人会員141名、法人会員2法人（平成30年4月1日）

支部長 岩崎 智也

副支部長 川村 浩史、石原 正大、勝田 崇

支部研修会 平成30年11月14日 外国人関連業務の対応スキルについて

平成31年3月11日 公証人法施行規則改正と最近の相談事例の傾向について

豊田自由業フォーラム（幹事会） 平成30年11月21日

支部総会 令和元年5月17日

令和元年度

個人会員149名、法人会員2法人（平成31年4月1日）

支部長 勝田 崇

副支部長 川村 浩史、石原 正大、杉浦 美紀

支部研修会 令和元年10月8日 各業務分野の傾向と今後の可能性について

支部研修旅行 令和元年11月30日 伊勢神宮、松阪牛

支部総会 令和2年5月15日

令和2年度

個人会員155名、法人会員2法人（平成31年4月1日）

支部長 勝田 崇

副支部長 川村 浩史、石原 正大、杉浦 美紀

行政書士制度
70周年

西尾支部

支部長 正海 浩



平成28年度 (敬称略)

会 員 数 67名
支 部 長 辻村 勇
副支部長 正海 浩 深谷 裕寿
本会理事 石川 量英
支部総会 (H28. 5 .13)
研 修 会

消費者の被害防止と意識啓発 (H29. 1 .13)
(講師) 市消費生活センター：倉内 なおみ

平成29年度

会 員 数 66名
支 部 長 辻村 勇
副支部長 正海 浩 深谷 裕寿
本会理事 平井 治清
支部総会 (H29. 5 .11)
研 修 会

特定行政書士の業務について (H30. 1 .19)
(講師) 西尾支部：三浦 真澄

平成30年度

会 員 数 66名
支 部 長 辻村 勇
副支部長 正海 浩 深谷 裕寿
本会理事 平井 治清
支部総会 (H30. 5 .10)
研 修 会

新聞記者の四方山話 (H31. 1 .18)
(講師) 愛三時報社社主：浦野 正洋

令和元年度

会 員 数 64名
支 部 長 正海 浩
副支部長 深谷 裕寿 加藤 隆広
支部総会 (R 1 . 5 .10)
研 修 会

遺言が無効にならないための注意点 (R 2 . 1 .17)
(講師) 愛三西尾法律事務所代表：井上 洋一

令和2年度

会 員 数 61名
支 部 長 正海 浩
副支部長 深谷 裕寿 加藤 隆広
支部総会 (R 2 . 5 .15)

〔西尾市と支部の動向について〕

西尾支部が在る西尾市は、愛知県の中央を北から南へ流れる矢作川流域の南端に位置し、東に三ヶ根山などの山々が連なり、西に矢作川が流れ、南は三河湾を臨みます。実り豊かな大地と温暖な気候が相まって、縄文のころより人の暮らしが営まれてきました。平成23年の市町村合併により人口は17万人を超えました。日本有数の生産量を誇る抹茶(てん茶)やカーネーション、養殖ウナギ、アサリなど農水産物の生産拠点としても発展しています。また、歴史的な史跡や名所が点在し、伝統的な祭りや芸能も多く伝えられているほか、三ヶ根山や三河湾に浮かぶ佐久島を含む一帯は三河湾国定公園に指定され、風光明媚な名勝となっています。

支部会員は退会者が新入会員を僅かに上回り微減ではありますが、従来からの風通しの良い支部運営は継続されています。今年度は新型コロナ禍において会員間の親睦を図るための行事を自粛しており、また研修会等も未定の状態ではありますが、毎月の市民相談会、広報活動等は通常通り行っております。今後は情勢を注視しながら、研修会、親睦会等の開催をできる範囲で行って参りたいと考えております。

行政書士制度
70周年

碧海支部

支部長 岡田 英紀



碧海支部は、碧南市、高浜市、刈谷市、知立市、安城市の5市より構成され、ほぼ愛知県の中央に位置しております。尾張地域、三河地域等へのアクセスも良く、自動車関連産業が盛んな地域です。

また水族館、美術館等の文化施設、旧所・名跡、テーマパーク等の施設も充実しており大変住みやすいエリアです。お近くにいらした折には、是非訪れてみてください。

今年度、支部が発足し20周年を迎えました。現在支部会員数は181名で5年前と比べ僅かですが年々増え続けております。

支部活動においては、定期的に無理相談会を碧南市、刈谷市にて毎月開催しております。新たに令和元年度より甲原寛士前支部長のご尽力もあり、安城市においても毎月開催する事となりました。相談員の選任方法は、アンケートを実施し、相談員として協力いただける会員に相談員として活躍いただいています。当初は、相談件数も少なかったですが、近年は徐々に増え、行政と市民を繋ぐパイプ役として市民の方々に浸透されてきていることを実感しています。

当支部は、支部会費を徴収しておらず他支部と比較すると活動自体は控えめかもしれませんが、限られた予算の中で、毎年1回から2回の研修会を開催しております。平成29年度より当職が支部長を務めさせていただいておりますが、支部会員間の交流・親睦・情報共有の場を積極的に設けるため、親睦会・新年会を毎年開催しています。ベテランの会員から中堅、若手会員に至るまで多くの会員が参加し、和気藹々としたアットホームな支部活動をしております。

当支部の支部総会は、碧南市、刈谷市、安城市の3市の会場にてローテーションで開催しております。開催地域の市長の方には、公務でお忙しい中、お時間を割いていただきご挨拶をいただいております。また、地区選出の国会議員、県会議員の先生方にも来賓としてご参加いただき、総会終了後の懇親会等にて行政書士制度のPR活動をさせていただいてい

ます。支部会員の参加は、例年50名程ですが、年に1回の会員が大勢集まる場なので、今後は多くの会員が参加いただけるよう魅力ある支部活動をしていきたいと考えています。

今年度はコロナ禍の中、緊急事態宣言が発令され、施設への休業要請による支部役員会の中止、総会会場の変更等で思うような支部活動はできませんが、このような状況にこそ市民に寄り添う「身近な街の法律家」として地域貢献活動を継続し、さらに多くの方に行政書士への信頼・認知度が高まることを期待しています。

また、行政書士制度70周年を迎え、諸先輩方が苦勞して築き上げたものに対して敬意と尊敬の念を抱き、更なる行政書士制度発展に向け、我々一人ひとりが日々研鑽し、切磋琢磨して業務に励んでいきたいと思ひます。



令和2年度広報月間相談会（碧南市役所）



令和2年度広報月間相談会（高浜市）

〔平成28年度〕

支 部 長 甲原 寛士
 副支部長 山本 達哉、岡田 英紀、高野 正也
 支部総会 5月18日 ホテルグランドティアラ安城
 研 修 会 9月30日 遺言執行実務について
 親睦旅行 10月28日 伊勢神宮

〔平成29・30年度〕

支 部 長 岡田 英紀
 副支部長 山本 宣也、今枝 正和、高野 正也

平成29年度

支部総会 5月11日 衣浦グランドホテル
 研 修 会 1月16日 公証人による公正証書遺言
 離婚給付契約
 新年会 1月16日 刈谷市内

平成30年度

支部総会 5月8日 シャインズ刈谷
 研 修 会 1月23日 民法改正
 9月26日 建設業財務諸表作成
 新 年 会 1月23日 刈谷市内

〔令和元・2年度〕

支 部 長 岡田 英紀
 副支部長 神谷 祐一、今枝 正和、高野 正也

令和元年度

支部総会 5月13日 ホテルグランドティアラ安城
 研 修 会 1月30日 特定技能の実務
 外国人マーケット集客
 親 睦 会 9月5日 刈谷市内
 新 年 会 1月30日 刈谷市内

令和2年度

支部総会 5月20日 愛知県行政書士会館
 研 修 会 10月1日 改正建設業法

行政書士制度
70周年

新城支部

支部長 鈴木 達也



【徒然なるままに】

振り返ること3年半前、自分が支部長を引き受けるという十分な心の準備もないまま、拝命することとなった。諸先輩方がみえる中で、自分に何ができるか、まとまらないまま今を迎えている。10年前を遡り、60周年の記念誌に当時の支部長の坂田昌士大先輩が寄稿されたひとくぐりに出会った。「山深い支部からの発信、現在33名が在籍し、少数ながら会員が一丸となって結束力のある活動を展開している。」とはじまり、少数精鋭の支部の強みを先頭に掲げられ、遠隔過疎地を不利ととらえず、「一丸となつてがんばろう」的な決意が伝わってきた。あれから10年、支部会員数は相変わらず30人から40人の間を行き来している。おそらく春には新しい支部長にバトンタッチするであろうと思うが、新城支部の存在感をもっと訴えていきたいと感じている。会員数が少ないことに加えて、他の士業を兼務している会員が多く、山間地ゆえに取り扱う業務も多彩、得意分野も十人十色。行事ごとの会員の参加者数が少なくても行事を企画運営する労力は同じ。まして管内は、南は豊橋市、豊川市の境から北は長野県境まで広大な面積を誇る。会員が一堂に会するのも、また各種の啓発グッズを関係機関に届けるのも一日仕事。なんと効率の悪い支部かと弱音を吐いてはならない。裏を返せば、住民からみれば、われわれ行政書士の存在は、だからこそ、手間をかけても、山間へき地までサービスを行き届かせなければならない。ということではなかろうか。世の中、新型コロナの影響で、リモートや生活環境、働き方が変わるといわれている。山間の地で、車という足も持たず、情報化に対応できない、いわゆる弱者と呼ばれる方々にとっては、我々の地道な活動が頼りにされており、よってこの期待に応えていくべきであると思う。

私事になるが、私は、やれ海外にマーケットだ、これからはドローンがビジネスだ、といわば外向きの営業をしてきた感が否めないが、やはり、地域、そして地域の住民あつての行政書士業務。支部長を辞してもひとりの行政書士として、また支部会員と

して、地元にも目を向け、地に足のついた支部運営をめざしていきたいと、改めて感じている。加えて、愛知県全体の中でも、新城支部の存在感をアピールしていける支部運営にしていきたいと願っている。ともすると、統廃合という話もでるかもしれないが、新城支部はこの先も、「永遠に不滅」であり続けたい。

【最近5年の支部活動のご紹介】

〔平成28年度〕

支部長 平畑 正孝 副支部長 木下 一成
会員数 個人33人 1法人
総会 5月13日 役員会 5回
支部研修

第1回目 JW-CADによる申請図面作成
広報月間無料相談会

10月18日～21日 全4会場

設楽町、東栄町、新城市2か所

〔平成29年度〕

支部長 鈴木 達也 副支部長 平畑 正孝
会員数 個人34人 1法人
総会 5月12日 役員会 5回
支部研修

第1回目 法定相続情報証明制度

第2回目 空き家の有効活用に向けて行政書士
ができること

第3回目 給与計算（税金と社会保険）

広報月間無料相談会

10月17日～20日 全4会場

設楽町、東栄町、新城市2か所

〔平成30年度〕

支部長 鈴木 達也 副支部長 平畑 正孝
会員数 個人36人 1法人
総会 5月11日 役員会 5回
支部研修

第1回目 経審・建設業許可ソフト操作

第2回目 ドローンの可能性と行政書士の業務

拡大

広報月間無料相談会

10月16日～19日 全4会場

設楽町、東栄町、新城市2か所

〔令和元年度〕

支部長 鈴木 達也 副支部長 木下 一成

会員数 個人36人 2法人

総会 5月10日 役員会 5回

支部研修

第1回目 土地利用全般

第2回目 税制一般（特に消費税）

広報月間無料相談会

10月15日～18日 全4会場

設楽町、東栄町、新城市2か所

〔令和2年度〕

支部長 鈴木 達也 副支部長 木下 一成

会員数 個人36人 2法人

総会 5月14日 役員会 6回（予定）

支部研修

第1回目 新城市の総合計画

第2回目 相続税の基礎

広報月間無料相談会

10月13日～16日 全4会場

設楽町、東栄町、新城市2か所

【新城においでん】

愛知会の会員みなさま。ぜひ、新城支部管内にお越しください。他の支部から新城管内のお仕事をご紹介いただくこともあります。ほかの支部からみたら新城支部管内は、なかなか遠くて行政書士のお仕事も発生しづらく、あったとしても遠くて採算が合わないということで敬遠されるかもしれません。ぜひ、お仕事で、また、お仕事以外でも観光、ゴルフ等私用でも、新城支部界隈にお越しください。私以外の会員は忙しくしているかもしれませんが、私は暇にしているので、日程があれば極力、ご同行ご案内して差し上げるつもりです。歴代の県の会長曰く。「支部運営は大切であり、新城のような遠方で、会員の少ない（弱小）支部も大切だ。」と常々、評価していただいています。ぜひ、役員会や、県会員対象の職務研修や支部長会も風光明媚で人も優しい奥三河で企画をご検討ください。密にならない？奥三河でお待ちしております。いいじゃん新城。ぜひ、おいでん！



行政書士制度
70周年

東三支部

支部長 青山 貴洋



東三支部は、東三河エリアの豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の4市の会員から成り立っています。平成28年度以降、300名を超える会員数を維持しており、令和2年11月現在では309名となっております。

東三支部の組織は、支部長のもと総務部、経理部、広報部、企画部を設置し、各部を担当副支部長が分掌しています。また、専門業務部会として、建設環境部会、国際・私法部会、土地利用部会、法人経営・運輸交通部会の4部会を設置し、各部会を担当部会長が分掌しています。そして東三支部の一番の特色としては有人の事務局を設置していることです。令和元年に前事務局員の高瀬さんから娘さんの伊藤さんに事務局員が変わり母娘2代にわたって東三支部をサポートしていただいています。

平成27年度～令和2年度の主な支部活動を紹介いたします。各市無料相談会としては平成26年度に豊橋市において常設無料相談会の設置が実現して以来、平成29年度に豊川市において、令和元年度に田原市において常設無料相談会の設置が実現しています。蒲郡市においては年に1回ではありますが、広報月間に無料相談会を実施させていただいております。平成30年度には田原市と空家等対策に関する協定を、令和元年度には豊橋市の空家等対策協力事業者として登録、令和2年度には豊橋市と災害時相談業務等に関する協定を締結し、各市との協力体制も進んできております。また、東三支部の特色でもある事務局が平成29年度に移転・リニューアルしたことも支部の大きなニュースとなりました。令和2年度はコロナの影響で支部活動が思う様に進められない状況ですが、コロナ対策としてオンライン体制を整備したため、支部研修会をはじめとする支部活動を進めていきたいと思っています。

70年という長い年月を先輩行政書士が築き上げてくれたたことを感謝するとともに、そのバトンを受けた私たちが今後の行政書士の歴史をつくりあげる立場であることを改めて意識して、行政書士会東三支部が地域社会にとっても必要とされる組織となれるよう活動していきたいと思っています。

平成27年度～令和2年度の主な支部活動紹介

■平成27年度

会員数293名 支部長：市川 雅敏

- ・任期満了による役員改選
- ・黒柳清幸会員の総務大臣表彰祝賀会開催
- ・支部研修会1 意識改革研修会
- ・支部研修会2 新人研修会
- ・支部研修会3 防災対策研修会
- ・業務部会研修会 12回
- ・アーカイブ研修会 4回
- ・親睦旅行 黒壁スクウェア、日本海さかな街他

■平成28年度

会員数300名 支部長：市川 雅敏

- ・支部研修会1 遺言執行実践事例・相続実務
- ・支部研修会2 マイナンバーに関する研修会
- ・支部研修会3 整理収集セミナー
- ・業務部会研修会 12回
- ・アーカイブ研修会 3回
- ・親睦旅行 ちこり村、馬籠宿他

■平成29年度

会員数303名 支部長：山口 妙子

- ・任期満了による役員改選
- ・事務局移転
- ・豊川市における無料相談会開始
- ・支部研修会業務に役立つ税と社会保障セミナー
- ・業務部会研修会 5回
- ・親睦旅行 金華山、たまりや小川醸造他

■平成30年度

会員数304名 支部長：山口 妙子

- ・田原市と空家等対策に関する協定締結
- ・業際問題等東三支部ガイドライン策定
- ・支部研修会1 防災研修会
- ・支部研修会2 新人研修会
- ・業務部会研修会 9回

- ・ 本会ストーリーミング研修会 2回
- ・ 親睦旅行 南信州清流苑（まつかわ温泉）

■令和元年度

会員数305名 支部長：青山 貴洋

- ・ 任期満了による役員改選
- ・ 事務局員の交代（母から娘へ）
- ・ 田原市における無料相談会開始
- ・ 豊橋市の空家等対策協力事業者として登録
- ・ 東三河自由業フォーラム幹事団体として尽力
- ・ 支部研修会 笑い与健康、ヨガ体験
- ・ 業務部会研修会 6回（他CAD研修会5回）
- ・ 本会ストーリーミング研修会 2回
- ・ 親睦旅行 篠島及び半田レンガ倉庫

■令和2年度

会員数305名 支部長：青山 貴洋

- ・ 豊橋市と災害時相談業務等に関する協定締結
- ・ コロナ対策としてオンライン体制の整備





COSMOS通信 1月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和2年10月1日(木)
午後1時30分～3時30分
場 所 江南市役所西分庁舎
相 談 会 相談員：丹羽 友道会員 菅野 恵会員
相談者：0人

日 時 令和2年10月15日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 総合福祉施設ふれあいセンター3階大会議室(小牧市)
公開セミナー 講師：堀 己喜男会員
参加者：44人
相 談 会 相談員：伊福副支部長 清水広報部長
堀 己喜男会員 丹羽 友道会員
加藤 邦彦会員
相談者：5人

日 時 令和2年11月18日(水) 午後1時～3時
場 所 犬山市役所 会議室
相 談 会 相談員：伊福副支部長 堀 己喜男会員
丹羽 友道会員
相談者：4人

日 時 令和2年11月19日(木) 午後1時～3時
場 所 扶桑町老人憩いの家
相 談 会 相談員：犬塚 智子会員 池山 正彦会員
相談者：0人

日 時 令和2年11月25日(水)
午後1時30分～4時30分
場 所 総合福祉センター小ホール(春日井市)
公開セミナー 講師：堀 己喜男会員
参加者：41人
相 談 会 相談員：堀 己喜男会員 丹羽 友道会員
青木 茂隆会員
相談者：5人

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和3年1月7日(木)
午後1時30分～3時30分
場 所 江南市役所西分庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年1月18日(月) 午後1時～4時
場 所 岩倉市役所 市民相談室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年2月17日(水) 午後1時～4時
場 所 犬山市役所 会議室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年2月18日(木) 午後1時30分～4時
場 所 小牧市役所
相 談 会 成年後見等無料相談会

〈コスモスあいち主催 大規模イベント〉

「終活に備えて知っておこう！」～あなたに寄り添う後見人～

日 時 令和3年3月6日(土) 午後1時～4時
場 所 高齢者就業支援センター大会議室(昭和区御器所)
内 容 落語、寸劇、セミナー、シンポジウム、個別無料相談会
後 援 愛知県、名古屋市、公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会、愛知県行政書士会

日 時 令和3年3月16日(火) 午後1時～4時
場 所 北名古屋市役所東庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年3月18日(木) 午後1時～3時
場 所 扶桑町老人憩いの家
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和3年3月24日(水) 午後2時～4時
場 所 レディヤンかすがい
相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あ と が き

新型コロナウイルスの感染拡大により、誰も体験したことのない混乱の中での年明け、みなさまのどのようなお気持ちで迎えられましたでしょうか？

令和3年2月22日「行政書士の日」をもって行政書士制度は70周年の節目を迎えます。

「街の法律家」として、一般のみなさまの力となり、支えとなれるよう、その最初の窓口として気軽に相談できる「行政書士」をより多くの方に知っていただけるよう、困難な状況においても広報部一同新たな方向を見いだせるよう尽力してまいります！

広報部 水野 悠

《今月の表紙》

半田の町は、江戸時代前期から酒や酢を中心とした醸造業で栄え、江戸時代中期からは大型廻船で半田湊から江戸や大阪などに産物が運ばれていた。天明8年（1788年）には5万石もの酒米が酒造りに充てられ、徳川御三家や尾張藩の奨励もあって大きく発展していった。文化元年（1804年）にはミツカン創業者の中野又左衛門が醸造に成功し、19世紀半ばには75軒もの酒造家がひしめき合っていた。しかし、半田の町を流れる阿久比川は中流から下流にかけて完全な天井川であったため、大雨の際は半田の町はたびたび洪水被害に遭った。その際に溜まる土砂の堆積で湊の水深が浅くなり船舶の通行に支障をきたしていた。このため、元禄年間（1688年－1704年）から10年がかりで大規模な排水工事と新田開発が行われ、全長573m・全幅33mの入江である半田運河が整備された。安政2年（1855年）の大洪水後にも排水路と運河の工事が行われている。戦後の1950年代にはほぼ現在の姿となり、昭和34年（1959年）の伊勢湾台風後には水門や防波堤護岸の近代化が図られた。平成3年（1991年）に衣浦港半田運河再生事業計画が策定され、源兵衛橋の改築や遊歩道の設置などが行われ、黒壁の醸造蔵が川面に映る現在の景観となった。平成29年（2017年）には、国の都市景観大賞（都市空間部門）で大賞（国土交通大臣賞）を受賞した。審査委員から「江戸時代からこの地を拠点に事業を展開してきた醸造業の老舗企業が中心となり、舟運に活用された運河と製造施設に使われた建物群という貴重な資産を継承、発展させて生み出した見事な景観であり、この民間企業の文化的功績、自治体・NPO・市民が一体となった活動の在り方が高く評価できる。」と総評をいただいた。この運河の景観を次世代に継承していきたい。

（特定非営利活動法人半田市観光協会 許諾済）

会報304号 担当

広 報 部	担 当 副 会 長	小柳津えみ
	部 長	伊藤 直仁
	次 長	水野 悠
	部 員	戸加里邦子
	部 員	山本 篤
	委 員	吉川 明宏
会報委員会	委 員 長	長峰 均
	副 委 員 長	奥 智子
	本号担当委員	
	（表紙）	間瀬 洋平
	（会員訪問記）	加藤 朋彦

会報304号 令和3年1月1日発行

発行人 前田 望
編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会
〒461-0004
名古屋市東区葵一丁目15番30号
TEL 〈052〉 931-4068（代）
FAX 〈052〉 932-3647
E-mail info@aichi-gyosei.or.jp
http://www.aichi-gyosei.or.jp
印刷所 日大印刷株式会社

行政書士制度70周年記念式典について

例年1月開催の新年賀詞交歓会に代わり、令和3年1月12日(火)に「行政書士制度70周年記念式典」を開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極々縮小して限られた来賓のみをお招きしての開催といたします。

つきましては、記念式典をライブ配信いたしますので、会員各位におかれましては各事務所等でご覧いただきますようお願いいたします。ライブ配信の詳細は、開催日が近くなりましたら本会ホームページ(会員ページ)にてお知らせいたします。

行政書士制度70周年の記念品として、ユキマサくん印判入り煎餅を会員各位(令和2年12月1日時点での登録会員)にお送りいたしますので、お受け取りくださいますようお願いいたします。

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管):
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市中区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分